

にほんの里100選

「三當新田」再生



目次

	提	是言概要図	•	•	•	1
1		はじめに	•	•	•	2
	1.	1.1 研究の目的				
	1.	1.2 研究方法・手法				
2		三富新田再生とは	•	•	•	3
	2.	2.1 三富新田とは				
	2.	2.2 三芳町総合振興計画における三富新田の位置づけ				
	2.	2.3 三富新田の価値				
		2.3.1 景観の評価				
		2.3.2 多様な価値認識				
	2.	2.4 三富新田関係者意識				
		2.4.1 三芳町 4H クラブ				
		2.4.2 飲食店「富」				
		2.4.3 JAいるま野				
	2.	2.5 再生とは				
3		三富新田の現状	•	•	• 1	5
	3.	3.1 土地利用状況の変遷				
		3.1.1 雑木林の減少				
		3.1.2 流通施設、資材置き場等の立地				
	3.	3.2 上富地域の農業				
		3.2.1 農地面積の推移				
		3.2.2 農家戸数				
	3.	3.3 現在の景観の状況				
4		過去の三富新田に関する政策提言			• 2	2 1
	4.	4.1 「三芳町緑と歴史の保全・活用等研究会報告書」平成	8年(1996年	年))	
	4.	4.2 「みどりの三富地域づくり懇話会提言」平成 13 年(20)01年)			
	4.	4.3 「スマートインターチェンジを活用した地域活性化に	関する調査の	开乡	ť.	
		平成 21 年(2009 年)				

5.	参考事例研究	$\cdots 27$
5.	.1 トラスト・ファンド・スポンサー制度	
	5.1.1 国の施策	
	5.1.2 埼玉県の施策	
	5.1.3 トトロの森トラスト運動	
5.	. 2 人材育成	
	5.2.1 山梨県北杜市公益財団法人キープ協会の活動	
6.	政策提案	• • • 3 4
6.	.1 人材育成	
	6.1.1 職員研修	
	6.1.2 担い手・ボランティア促進	
	6.1.3 学校との連携	
6.	.2 地域の方々との協働	
	6.2.1 「三富新田」再生のためのゾーニング	
	6.2.2 保全の手法	
6.	.3 拠点整備	
	6.3.1 上富地域拠点整備方針	
	6.3.2 建設・維持管理・運営について	
7.	まとめ	• • • 4 8

8. おわりに



三富新田



現状

様々な価値

雑木林 (ヤマ) の減少 開発の進展

目指すもの

三富新田の

- ・景観をより美しく
- ・農業を活性化し
- ・地域住民が誇りに感じるもの

にする

提案施策

地域の方々との協働

住民とゾーニングを決める

拠点

整備方針を踏まえ、

住民と必要な機能について検討

八材育成

職員研修

担い手・ボランティア研修会

1 はじめに

1.1 研究の目的

この研究は、三富新田を将来的に美しい形で維持し、地域住民の誇りとなる地域に するためにどのような方策がとれるのかについて研究し、町への政策提案を行うこと を目的とする。

三富新田とは、三芳町上富地区・所沢市中富・下富地区に位置する畑である。江戸時代に川越藩主柳沢吉保の命により開拓され、開拓 300 年を経た現在においてもその原風景を色濃く残している。しかし、高度経済成長による都市化や相続税の負担などの要因により、雑木林や耕地を手放す人が増えてきている。

三富新田の景観をより美しく、農業を活性化し、地域住民が誇りに感じるものにするためには、町が根拠となる調査研究を行い、道筋となる政策を打ち出すことが必要である。現状の問題点を明確にし、その問題を解決するための方策を政策としてまとめあげていくことがこの研究の目的である。

1.2 研究方法

まず、三富新田の歴史やこれまでの施策を把握するために、総合振興計画や農業センサスなどの既存データを調査した。また、学芸員などの専門家と共に現地調査を行い、三富新田の現状を研究員の間で共有した。そして、三富新田の関係者からヒアリングを行い、データと併せて現在の問題点を明らかにした。その上で、さらなる追加調査が必要なのか、もしくは政策提言が可能なのか、協議した。

2 三富新田再生とは

2.1 三富新田の歴史

三富新田は江戸時代元禄年間に開拓された畑作新田で、現在の入間郡三芳町及び所 沢市に広がり、その面積は約1400haに及ぶ。

開拓が計画された地域は開拓以前には立野と呼ばれ、周辺の村々の入会秣場(採草地)として利用されていた。しかし、次第に入会権を巡って、川越藩領の村々と天領の村々の争いが頻発し、慶安年間(1648~51)から元禄7年(1694)までのおよそ50年間に11回もの訴訟が確認されている。この入会権を巡る争いは、元禄7年7月の幕府評定所の裁許によって立野は川越藩の領有地であるとされた。これを受け、当時の川越藩主柳沢吉保は家臣の曽根権太夫らに命じ、三富新田の開拓に着手する。

開拓にあたっては、近隣の村々を中心として開拓農民が集められ、幅6間の道(六間道)を敷設することから始められた。そして、六間道の両側を間口 40間(約 72m)・奥行 375間(約 675m)面積5町歩(約5ha)の短冊状に区画し、開拓農民に分け与えた。1軒の区画は、六間道に面して屋敷地、その奥に耕地、最奥には雑木林(ヤマ)が配された。ヤマの形成にあたっては、柳沢吉保から楢の苗木が3本ずつ配られたといわれている。

開拓当初は三富新田へ用水を引く計画があったが実現に至らず、代わりに 11ヵ所の共同の深井戸を掘って水を得た。しかし、渇水期には井戸が涸れてしまい、数 km 離れた柳瀬川まで水を汲みに行ったといわれている。また、関東ローム層に由来する赤土は、痩せた土質で乾燥すると風で舞い上がって飛ばされてしまう。このため、「一反の畑に一反のヤマの落ち葉が必要」といわれるように、畑に肥料としてヤマの落ち葉を大量に投入することで土質を改良し、畑境にはウツギや茶の木を植えて風よけとした。こうした幾多の困難を知恵と工夫で乗り越えながら、開拓開始から2年後の元禄9年(1696年)5月には、川越藩の検地が実施され、三富新田の開拓は一応の完成をみる。検地帳に記載された戸数は、上富村143戸・中富村48戸・下富村50戸であった。

柳沢吉保は、上富村に菩提寺として多福寺を、中富村に祈願所として毘沙門社(多門院)を建立し、開拓農民の心のよりどころとした。また、各家の地割内に、屋敷墓と称して入植者の家族・子孫の墓所が設けられており、そこに住む人々は、折に触れて祖先を崇敬することができる。

開拓からおよそ 50 年後に南永井村にさつまいもの種芋がもたらされると、三富新田でも盛んに生産されるようになる。江戸に出荷されたさつまいもは「富のいも」として評判となり、現在まで続く三富新田の特産品となった。

三富新田は、開拓当初の景観をよく残しているとして、昭和3年(1928年)に埼玉県の史跡に指定された(昭和37年に旧跡に指定変更)。翌昭和4年(1929年)には、県指定を記念し、地元住民を中心とした三富史蹟保存会によって『三富開拓誌』が刊

行されている。

現在の三富新田は、首都圏 30km 圏内にあって若干の開発の影響を受けているものの、 開拓農民の子孫の誇りと努力によって、約310年前の景観が受け継がれている。

2.2 三芳町総合振興計画における三富新田の位置づけ

総合振興計画とは、町の最上位行政計画であり、計画的かつ効率的な長期にわたる 行政運営の指針を示すものである。三芳町の総合振興計画においても、三富新田(上 富地域)に関わる事項についての方向性が示されている。ここでは、第1次の計画で ある「三芳町総合振興計画基本構想」から、現在計画期間中である「三芳町第4次総 合振興計画」までの位置づけとその変遷についてまとめる(図表1)。

図表 1 三芳町総合振興計画における「三富新田」の位置づけ

三芳町総合振興計画基本構想(昭和46年度~昭和60年度)

・近郊農業として保全

三芳町総合振興計画第二次基本構想(昭和 56 年度~昭和 70 年度)

- ・首都圏における野菜の基幹的な産地でもあり、その保全と地力維持に努める
- ・地元直販事業による郷土意識の醸成
- ・平地林の保全等緑地環境も考慮した総合の土地基盤整備の検討が必要
- ・道路・水路等の個別的な改良整備
- ・特産物の推奨

三芳町第3次総合振興計画(平成8年度~平成17年度)

- 近郊農業の基盤整備
- 文化を感じるまちづくり
- 都市景観の向上
- ・体験農業など、時代の変化に対応した農業の展開
- ・地域性のある特産・物産品等の開発・育成
- ・さつまいもを使った観光事業

三芳町第4次総合振興計画(平成18年度から平成27年度)

- 農業の育成、生産基盤の整備
- ・歴史文化の保護・継承
- ・自然環境の保全と景観形成
- ・観光資源の創出と地場産品の活性化
- ・特産品の開発
- ・体験や観光要素を取り入れた農業の促進

このように、過去 40 年間の町の計画において、"農"という言葉が共通している。 さらに、平成8年(1996年)以降、三富新田の景観と歴史文化価値を住民及び町外の 人にどのように伝え、保全していくかが大きなテーマとなってきている。

2.3 三富新田の価値

2.3.1 景観の評価

三富新田に暮らす人々の誇りと努力によって受け継がれてきた景観は、町外からも高い評価を受け、関心を集めている。これは、三富新田特有の地割(屋敷地・耕地・平地林)の景観の他に、そこで営まれる落ち葉を使った循環型農業が、環境やエコといった時代のトレンドにマッチしていたことも大きな要因といえる。

このことは、以下のような景観の評価によって窺い知ることができる。

(1)21世紀に残したい・埼玉ふるさと自慢100選(2000年)

埼玉新聞社が、平成 12 年 (2000 年) の「さいたま新都心」街びらきを記念し、埼玉県民からのはがき投票によって決定した。応募総数 825,168 通の中から、自然・芸能・食文化・人物などの4つのジャンルで合計 100 選とし、三芳町からは竹間沢車人形とともに、三富新田が選出されている。

(2)人と自然が織りなす日本の風景百選(2005年)

名鉄グループが主催し、愛・地球博パートナーシップ事業として、候補地 1,071 ヵ 所、写真 600 点の応募の中から 100 ヵ所が選定された。愛・地球博のテーマ「自然の 叡智」を体感・理解促進を目的としている。

(3)にほんの里 100 選(2009年)

朝日新聞社と森林文化協会の共催により、人の営みが育んだすこやかで美しい里を全国から 100 ヵ所選定した。応募総数 4,474 件、2,000 以上の候補地の中から、「景観」「生物多様性」「人の営み」を基準に評価・選定が行われ、平成 21 年(2009 年)に発表された。

2.3.2 多様な価値認識

三富新田の歴史・農業・自然との付き合い方を学ぶことは、環境と共生した循環型 社会を目指す21世紀の暮らしに参考になることが多い。三富新田から得られる知恵や 工夫は、遺産としての価値ではなく、今なお生きている価値であるといえる。

三富新田の開拓は、儒教思想に基づく文治政治のパイロット事業として行われた。

開拓農民に対しては入植に際して厳格な審査が行われるとともに、当面の生活を維持できる程度の資力を有することとされた。これは三富新田の開拓を絶対に失敗しないための方策であり、1960年代の新潟県八郎潟の開拓に際しても入植試験が実施されていることから、三富新田の歴史的な価値は現代にも通ずるものがある。

さらに、樹木を植えることで防風の役割をもたせるとともに、落ち葉は畑の堆肥となり土作りに欠かせないものとなり、樹木の保水力によって地下水を得やすくなるなど、環境創造・循環型システムの構築としての価値が認められる。

平成4年(1992年)にリオ・デジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議(地球サミット)」において合意された「環境と開発に関するリオ宣言(リオ宣言)」の中で謳われている「持続可能な開発」は、まさに三富新田で行われてきた循環型農業がその最たるものであるといえる。

また、地球規模で砂漠化の進む地域において、国際協力事業団(JICA)が行う技術 指導の方法は、耕地をはさむように屋敷林と雑木林を配置するという、三富新田の知 恵が応用されているという。

そして、三富新田の価値は、その根本ともいえる農業としての価値も高いものがある。かつては、江戸の食を支える重要な供給地として位置づけられ、特にサツマイモとお茶は三富新田の特産品として名声を得た。現在でも、三富新田の農業生産高や農家の経営、農業後継者率は埼玉県でもトップクラスであり、このことからも持続可能な農業が維持されてきていることが窺える。

2.3.3 地元の認識

(1)三芳町住民意識調査報告書

三芳町住民意識調査は、平成22年(2010年)に「三芳町第4次総合振興計画」の 進捗把握と後期5年間の計画見直しに係る基礎資料のために実施されたものである。

概 要

①調査地域 三芳町全域

②調査対象 三芳町に居住する 20 歳

以上の男女

③標本数 2,000

④有効回収数 930 (46.5%)

⑤抽出方法 住民基本台帳から無作為

に抽出

⑥調査方法 郵送法 (郵送配布-郵送

回収)

⑦調査時期 平成22年4月1日(木)

~4月20日(火)



「三芳町住民意識調査」

この調査報告書によると、三芳町の誇りや宝(図表2)として、上位に挙げられたのは自然(環境)、雑木林(緑)といった三富新田にも関連するものである。さらに、

三富新田という名称そのものも挙げられており、それに、農業・農産物が続いているなど、三芳町の住民にとって緑や農業が身近であり、他の地域にはないものとして捉えられていることがわかる。

また、同調査での来訪者を案内する町内の場所として最上位に挙げられたのは、三 富地区の菩提寺の多福寺である。

(2) 平成 24 年度埼玉県政世論調査

埼玉県政世論調査は、毎年埼玉県により実施されている調査である。

概要

①調査地域 埼玉県全域

②調査対象 満20歳以上の男女個人

③標本数 3,000

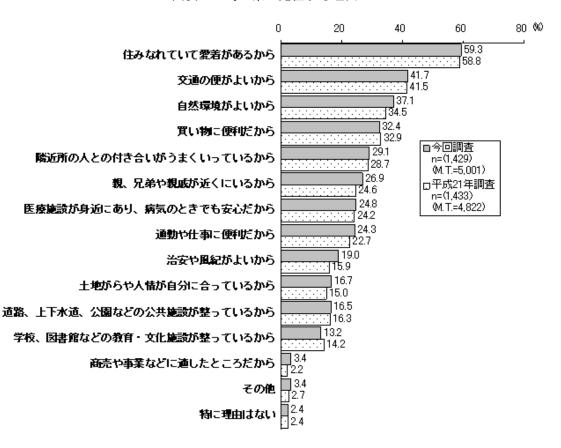
④有効回答数 2,193 (73.1%)

⑤抽出方法 住民基本台帳による層化2段無作為抽出法

⑥調査方法 調査員による個別面接聴取法

⑦調査時期 平成23年7月6日(金)~7月29日(日)

この調査の「埼玉県に定住する理由(図表3)」に注目したい。定住理由で3番目に多い回答が「自然環境がよいから」となっている。さらに、平成21年(2009年)の調査よりも「そう思う」と回答している人の増加率が高い。それだけ埼玉県の自然環境が住民から意識され、価値を認められているということであり、これは、三芳町にも当てはめて考えることができる。



図表3 埼玉県に定住する理由

「平成24年度埼玉県政世論調査」

(3) 上富地域の農家を対象に行ったアンケート

「スマートインターチェンジを活用した地域活性化に関する調査研究」にて、農家から見た上富地域でのまちづくりへの意向等について把握するために行われた調査である。

概要

①調査対象 三芳町内の上富地域、北永井地域の農家

②標本数 324

③有効回収数 138 (42.6%)

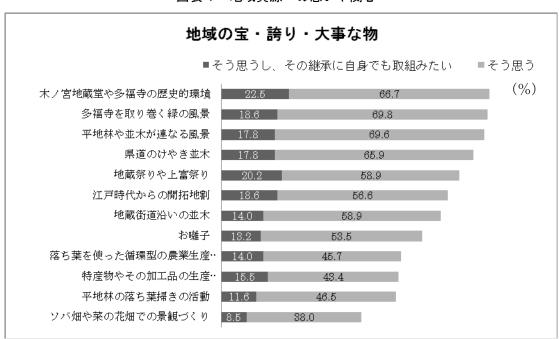
④抽出方法 農家組合台帳より抽出

⑤調査方法 郵送法(郵送配布-郵送回収)

⑥調査時期 平成 20 年 12 月

このアンケートに、地域資源への想いや関心として「地域の宝・誇り・大事なもの」

を聞いた項目がある(図表4)。その結果を見ると、特に木ノ宮地蔵堂や多福寺の歴史的環境や多福寺を取り巻く緑の風景について、継承していきたいという思いが読み取れる。それに対して、江戸時代からの開拓地割の継承は意識が高いが、循環型の農業生産についての意欲は過半数を超えるものの、他と比べると若干低いこともわかる。



図表4 地域資源への想いや関心

「スマートインターチェンジを活用した地域活性化に関する調査研究」

また、詳細な数字は不明だが「営農継続意欲が高い農家」、「さつまいも生産農家」、「平地林を持つとともに土地活用を行っている農家」の、地域資源の継承に自身も取り組みたいとする指摘率が高い、といったクロス集計結果も本調査結果に示されている。

2.4 三富新田関係者意識

本研究では、三富新田に関係している人々の意見を抽出することを目的に、三富新田の3つの組織-三芳町4Hクラブ(農家の若手後継者団体)、三芳町上富にある飲食店「富」、JAいるま野-を対象として、ヒアリング調査を行った。

以下に、ヒアリングの対象とした3つの組織の概要と、ヒアリング結果をまとめた。

2.4.1 三芳町 4H クラブ

(1)組織概要

4H クラブとは、明治 35 年 (1902 年) アメリカで誕生した、よりよい農村、農業を

創ることを目的として活動している組織のことを指す。我が国においては、基本的に、将来の日本の農業を支える 20~30 代前半の若い世代の農業者が中心となって組織される。活動内容は、農業経営をしていくうえでの身近な課題の解決方法の検討、より良い技術を検討するためのプロジェクト活動が中心で、他にも消費者や他クラブとの交流、地域ボランティア活動など多岐にわたる。

農林水産省によると、4Hとは、農業の改良と生活の改善に役立つ腕(Hands)を磨き、科学的に物を考えることのできる頭(Head)の訓練をし、誠実で友情に富む心(Heart)を培い、楽しく暮らし、元気で働くための健康(Health)を増進するという、同クラブの4つの信条の頭文字を総称したものである。

三芳町における 4H クラブは、21~28 歳の若手の農業後継者から構成されている。 上富地区の若手農業者が一番多く、他に北永井、藤久保などで農業をしているメンバーもいる。活動内容は、保育園の給食に野菜を提供したり、プロジェクト活動(川越・所沢・狭山の 4H で活動を発表し合うもの)を行ったり、こどもフェスティバルや体育祭、産業祭への参加など様々である。

(2)ヒアリング結果

①町で行う事業について

町が一緒になって農業を盛り上げてくれることは良いことだと思うし、勉強できる場だとも思う。三芳町が農業をやりやすい町になれば、後継者も自然に育ってくるのではないか。

②循環型農業について

循環型農業はどこの地域でもできることではない。自分の家でできるのは恵まれていると感じる。畑に落ち葉堆肥を入れることによって、微生物や土の質も変わる。地力の基礎作りであり、入れてすぐ効くというものではなく、10年先を見てやっているものだと思う。

③後継者問題について

上富地域は後継者が多い。川越をはじめ、様々な地域に 4H が存在するが、三芳町のメンバーが 1 番多い。上富は地域のつながりが強く、埼玉県の中で後継者率がトップだという事実は誇りに思う。その理由は、歴史的に長く続いていることや、しっかりした先輩がいること、環境がいいことなどが影響していると感じる。

④観光地としての三富について

観光地を目指していくのであれば、もっと外に広めていくことが必要だと思う。 町の中でも浸透していないので、いもほり大会などは良いことだと思う。しかし、 ただ掘るだけでなく、落ち葉の堆肥で作る土づくりなど、どうやってできるのか の過程も見て欲しい。

農家から見ればただの畑だが、外の人からすると魅力的に見えるという。町の 外の人がどう思っているのかについての情報がほしい。

⑤見晴台とグリーンツーリズムについて

地割を見る施設については悪くないと思う。けやき並木通りを境に両サイドに 地割があるのはいい景色だと思うし、それをきっかけに三富新田を PR していくの は良いのではないか。

グリーンツーリズムに関しては、町内の中学生は職業体験といった形で来ている。都内から近いので、日帰りで体験できるのはメリットだと思う。そういった活動がブランド化につながれば良い。

⑥農地として残すために行政に望むこと

相続税をなくしてほしい。ヤマを取られてしまうので、ますます循環型農業ができなくなってしまう。ヤマを持っていることに誇りを持っているので、循環型農業はできる限り続けていきたい。相続の際に町がヤマを買い、落ち葉を自由に使って良いとするなどの方策を望みたい。

2.4.2 飲食店「富」

(1)組織概要

「富」は、三芳町上富にある飲食店であり、地元でとれた野菜を提供している。開業して16年であり、客からの多様な意見を店舗経営に反映していることや、三富新田に関する様々な事情に精通している。

(2)ヒアリング結果

①お客さんについて

4年前にアンケートを行ったが、その時の調査によると、町内より町外からの お客さんが多かった。特に、ふじみ野の亀久保、武蔵野の人がとても多かったと 思う。また土日になると、都内の人も増える。

三富新田を見に来たという目的で訪れる人はあまりいないと感じる。また、にほんの里 100 選というのもあまり知られていないと思う。

②町の事業について

いもほり大会についてだが、まず歩道をしっかり整備して、まともに歩ける環境を作ってほしい。駐車場もあると全然違ってくるのではないか。また、内外に広く認識してもらうために、各いも農家がいろいろなイベントをやるのも良いと思う。

輪島の朝市のように認知されることが大切で、一度やってみたというだけでなく、今後も継続していくべきだと思う。

③住民主体の事業について

町主導の事業もいいが、以前、上富のあるお茶販売店では、収穫祭や陶芸などのイベントを催したりしていた。その他にも、朝市や産業祭の小さいイベントなどを地域のグループでやるのも良いと思う。その際、町の予算はなしにして、地

域の人でやれる範囲にしてもいいのかもしれない。規模が大きくなって、いろい ろ足りなくなったら、町が補助をするなどすればいいと思う。

④観光地という視点での PR について

観光地だという意識をもっていないということもあり、今のままだとかなり難しいのではないか。環境整備がまずは重要だと思う。観光地は、一般的にはある程度見るところがあって、駐車場があるのが普通である。それが現在の三富新田には足りない。

⑤循環型農業について

うちの店も循環型農業をやっているが、相続税の問題が課題だと思う。農家は あまりお金がないから土地を売るしかない。相続税を無くしたり、あるいは全て 町有化したりなどすれば、広大な土地を持っている農家は助かると思う。

2.4.3 JA いるま野

(1)組織概要

JA(農業協同組合)とは、農業生産をしている農家が中心となって、現在、全国のほとんどの地域で組織されている協同組合である。その目的は、組合員農家の農業経営と生活を守り、よりよい地域社会を築くことである。活動内容は、組合員の農業経営・技術指導や生活についてのアドバイスを行うほか、生産資材や生活に必要な資材の共同購入を行ったり、農産物を共同で販売したり、農業生産や生活に必要な共同利用施設の設置などを行っている。JAいるま野は、三芳町を事業区域の一部としている。

(2)ヒアリング結果

①循環型農業について

循環型農業に取り組んでいる農家は少なくなっている。堆肥は販売しており、 その上、落ち葉掃きの手間を考えると循環型農業を行うことによるメリットは少ない。そういった中で JA は、循環型農業を支えるために、農政対策運動の中で相 続税が節税できるような運動を起こした。

三芳町で循環型農業がうまくいっているのは、農業機器に投資できる資力があるところも大きい。

②三芳町の相続税額について

農家の人たちが、三富新田の山林を手放さなければならなくなったのは、相続税が高いというのが一因である。例を挙げると、三芳町の一軒当たりの農家の土地評価額が3億円や5億円など。つまり、相続税は1億円以上となる。

③山林の売買について

循環型農業を比較的安定して実施できるようになったのは、山林の評価が落ちたからであるが、まだまだ売られているのが現状である。また、川越市は緑地公園制度を用い、固定資産税をゼロにして守っている。相続税はかかるが、森林公

園を作ることによって山林を守っている。

④循環型農業の継続について

循環型農業は継続していくべきだと考えている。山林が農地扱いになり、農業委員会の管理下になると良いと思う。農地というのは、長期営農の計画を立てることで納税猶予が受けられる。JAがもともと目指していたのは山林も農地としてみてもらうことで、この納税猶予が受けられる山林にすることであった。ただ山林は資源であり、農地にしてしまうと、資材置き場としての貸し出しなど、活用ができなくなってしまう。そういった理由で結局 40%軽減という結果になった。

⑤三富新田を守るために

この土地は、三芳町の人たちだけで守ってきたのであり、三芳町以外の人が入り込んでくれば来るほど守れなくなると思う。他の地域では、山林を行政が買うケースもあるようだが、三芳町の場合は、農家が山林を維持している。三富新田を守るためには、少なくはなってきているが、循環型農業は今後も継続していく必要があると思う。

2.5 再生とは

前述したように、多くの住民が三富新田の価値について認めているが、藤久保・竹間沢・みよし台といった川越街道(国道 254 号線)以東に居を構える地域の住民を中心に、三富新田を訪れたことのない人も多い。また、昭和 61 年(1986 年)から平成3年(1991 年)のバブル経済期に生じた土地価格の上昇により、相続税が高騰し、雑木林を中心に相続が難しくなるという現象が生じた。これと相まって、地理的に利便性の高い地域であったことから、この地域の雑木林に対する取得機運が高まった。これにより、多くの雑木林は、企業や関越自動車道に関する開発を期待する個人によっ

て投資的購入などが行われ、 工場や倉庫、産業廃棄物置 き場となり、また、雑木林 が残る場所においても、所 有者が複数になるなど権利 の複雑化が生じている。

現在においても、相続税の負担は大きな課題である。 図表5に示す通り、三富新田の広い屋敷地、畑、雑木林の相続税は、概算で3億2000万円にもなる。この納税が難しい場合でも、居住

図表5 三富新田の相続税(例)

13

地である屋敷地や職場である畑を手放すわけにはいかないため、農業には必ずしも必要ではない雑木林を手放すことになってしまう。

先に、JA主導での農政対策運動中に雑木林を保護地域にし、相続税が非課税となるように運動を行ったこともあったと示したが、これに関しては、副収入を得られる、ある意味では資源でもある雑木林の利用が制限されるということから地元の反対に合った。

このように、この地域には開拓時代から受け継いできた畑を生業とし、生活をする「人」がいる。こういった人の思いやこれまで築いてきたもの、あるいは利益を無視し、「開拓時代に三富新田を戻そう」という政策を打ち出すことは困難であるし、非現実的である。

そういったことから「三富新田の再生」について考えると、三富新田が現在認められている価値を最大限に発揮できるような土地・地域にすることこそが「再生」であるといえよう。今ある景観を、今の生活と融合させながら長く残していくこと。そして、三富新田が将来的にも素晴らしい地域であること、地域の誇りであり、訪れる人をも魅了する場所としていくことこそが、「三富新田の再生である」と本研究では定義した。

3 三富新田の現状

3.1 土地利用状況の変遷

3.1.1 雑木林の減少

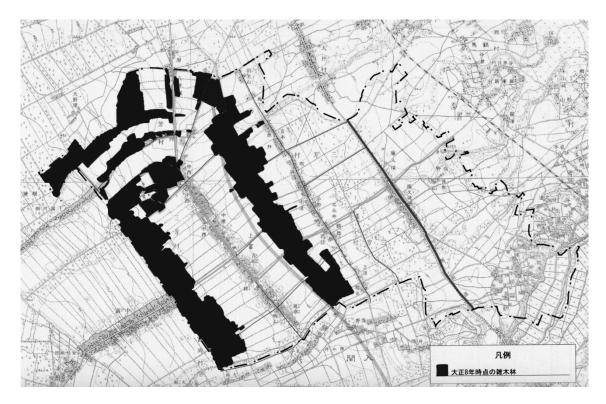
図表 7 は大正 8 年 (1919 年)、図表 8 は平成 15 年 (2003 年)の上富地域における雑木林の分布図である。雑木林の面積の推移をみると昭和 27 年 (1952 年)より徐々に雑木林は減少しており、昭和 42 年~52 年に最も減少面積が大きいことがわかる。また近年その減少率は大きくなっている。

図表6 地形図から見た上富地域における雑木林面積の推移と主な規制の変化と出来事

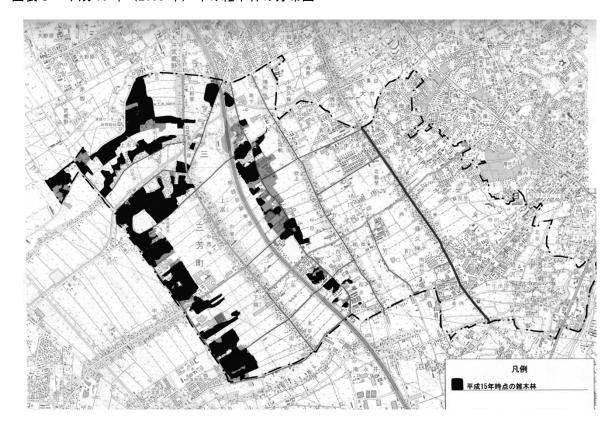
	雑木林面積 (ha)	増減率	増減面積	増減面積 (ha)/年	主な規制の変化と出来事
大正8年 (1919年)	293.1	_	_	——————————————————————————————————————	S3 埼玉県の史跡指定(許可制)
昭和 27 年 (1952 年)	308.1	5.2%	15.1	0.4	S37 旧跡に変更(届出制)
昭和 42 年 (1967 年)	283.0	-8.1%	-25.1	-1.6	S45 市街地調整区域に指定 S48 関越自動車道の開通
昭和 52 年 (1977 年)	210.8	-25.5%	-72.3	-6.6	S62 法第 34 条第 14 号による大規
平成2年 (1990年)	189.4	-10.1%	-21.3	-1.5	模な流通業務施設の許可の運用開 始
平成 15 年 (2003 年)	139.8	-26.2%	-49.7	-3.5	H15法第34条第12号による流通 業務施設の許可の運用開始

「三芳町スマートインターチェンジを活用した地域活性化に関する調査研究」

図表7 大正8年(1919年)の雑木林の分布図



図表8 平成15年(2003年)年の雑木林の分布図



3.1.2 流通施設、資材置き場等の立地

昭和52年(1977年)以降、流通施設や資材置き場の立地が目立ち始める。関越自動車道の西側、けやき並木通り沿いは比較的小規模な流通施設が立ち並んでおり、その他工場、事務所、資材置き場等の立地がみられる。かつて雑木林が連なっていた所沢市との境界の通りは昭和52年(1977年)~平成2年(1990年)頃に大規模な工場、流通施設が立地し、関越自動車道の東側、はなみずき道路沿いには流通施設、資材置き場の他、公共施設の立地が多くみられる。かつて雑木林であった土地が利用されているところが大半であるが、農地であった土地にも倉庫や資材置き場が立地されている。

3.2 上富地域の農業

3.2.1 農地面積の推移

上富地区の農地面積は昭和36年(1961年)から昭和60年(1985年)に大きく減少しているが、それ以降減少率は低下している。(図表9、10)

 農地面積 (ha)
 減少面積 (ha)
 減少率 (%)

 昭和 36 年
 368

 昭和 60 年
 308
 60
 16.3

 平成 9 年
 299
 9
 2.9

図表 9 農地面積の推移(上富地区)

「緑豊かで活力あふれる三富地域を目指して-みどりの三富地域づくり懇話会提言-」

図表 10 農地の分布図(農地…黒塗り部分)

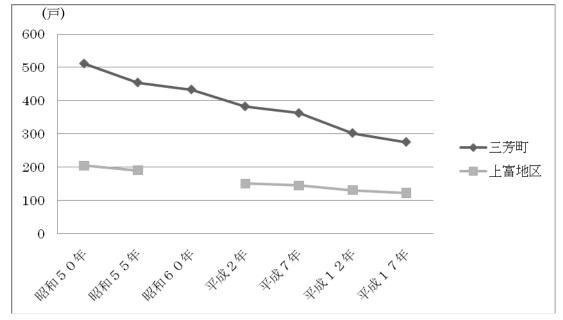


昭和36年

平成9年

3.2.2 農家戸数

図表 11 は昭和 50 年 (1975 年) から平成 17 年 (2005 年) までの三芳町及び上富地 区における総農家数の推移を5年ごとに表したものである。総農家数は年々減少がみ られるが、三芳町全体と比較すると上富地区の農家減少率は低い。また、昭和50年に 上富地区の農家数は三芳町全体の39.9%を占めていたが、平成17年には44.4%とな っている。



図表 11 三芳町、上富地区における総農家数の推移

「統計みよし」(昭和60年、上富地区データ無し)

3.3 現在の景観の状況

三富新田の地割を観察するには、多くのパンフレットが航空写真を使用しているように、高さがある地点から見下ろすことができるのが望ましい。しかし、現時点で上富地区を見下ろせるのは上富小学校の屋上のみである(写真1)。なお、小学校という特性上、見学には事前に連絡を必要とするため、展望台のように自由に出入りすることはできない。

地上からは、上富地区の関越自動車道西側の畑に面している道路から地割を見ることができる(図表 12 点線部分・写真 2)。しかし、雑木林の位置が関越自動車道の東側にあり、倉庫や工場に置きかわっていることが多い。農地についても倉庫や工場に利用されている箇所が見られ、開拓当時同様に一面に広がる地割景観を見ることはできない。

図表 12 上富地区道路図



※この背景地図等データは、国土地理院の電子国土 Web システムから配信されたものである。

写真1 上富小学校屋上からの景観



写真2 左地図、点線位置からの景観



4 過去の三富新田に関する政策提言

三富新田は、過去に幾度も研究が行われている地域である。報告書が出されている ものもあり、様々な提案がされている。ここでは、三芳町で把握できる提案や施策に ついて取り上げ、その進捗状況と実現に際して障害となった要因について検証を行っ た。(図表 13 参照)

4.1 「三芳町緑と歴史の保全・活用等研究会報告書」平成8年(1996年)

この報告書は、町職員により構成された三芳町緑と歴史の保全・活用等研究会により提出されたものである。この研究会は、三富新田開拓 300 年を機に、三富開拓地割遺跡をどのように保全し活用していくか、総合的な視点からそのあり方や方策を検討し、緑と保全対策等の研究を進め、個性ある環境と共生するうるおいに満ちたまちづくりを目指した。報告書では、道の駅整備を前提に9つの提案がされている。なお、前提であった道の駅の整備については、現在のところ見送られている。

このため、実現していない提案が多いが、第4次総合振興計画の土地利用構想図内で描かれている(仮)三芳バザール賑わい公園をはじめ、上富周辺の土地利用、みどり政策、環境保全、農業振興、歴史学習、観光レクリエーション等、豊かな地域資源をネットワーク化して最大限活用できるようソフト・ハードの両面からのグランドデザインを組織横断的に検討する、「西の玄関口構想」の中で実現の可能性を探っている提案も多い。

4.2 「みどりの三富地域づくり懇話会提言」平成 13 年 (2001 年)

この提言は、ダイオキシン騒動を発端として立ち上がった「みどりの三富地域づくり懇話会」のものである。提言書内の趣旨には「この提言は、三富地域に関心のある有識者と三富地域で活動する農業者や住民との率直な意見交換を集約したものである。この趣旨を踏まえ、歴史と文化に培われた武蔵野の面影を今に伝える三富地域の魅力と価値を再発見・再評価し、緑豊かな自然環境を活かしながら、安全で生き生きとした地域を創造、形成するため、埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、大井町(現ふじみ野市)及び三芳町の行政と農業者、地域住民、さらに、都市住民が連携して、新しい地域づくりを推進することに期待する。」とあり、三富地域の現状や課題が示された後に、三富新田に関する提言がされている。

なお、この提言については、現在も継続してみどりの三富地域づくり行政会議が開催されており、提言に関係した5市町及び埼玉県が参加している。

4.3 「スマートインターチェンジを活用した地域活性化に関する調査研究」 平成 21 年 (2009 年)

この調査研究は、スマートインターチェンジのフル化に向け、平成 20 年度に財団法

人地方自治研究機構と町が共同で行ったものである。報告書内に、三富地域の活性化についての提案がされている。

図表13

三富新田関係施策一覧

分類	施策名	進捗状況など	の 育	めの規制	C地元との共通認識	り組みのえ	Eハード面の整備	状況	出典
拠点整備	歴史継承の拠点づくり	上富拠点施設方針が示された。	•		•	•	•	Δ	3
	三富独自の歴史的景観をPRするための資料館施設の活用	三富及び旧島田家住宅体験事業(民家歳時記、落ち葉掃き・さつま芋づくり体験、三富塾活動 ボランティア養成など)が実施されている。	•		•	•	•	Δ	2
	旧島田家住宅の活用	ビジターセンター機能、さつまいも資料館、農産物等直売所の機能を持たせる。週末にはオープンカフェといったものが考えられる。	•		•	•	•	_	4
	近世開拓史資料館と一体的に整備	埼玉県が三富新田を地割遺跡として後世に伝えるとともに、郷土学習や環境学習の場として、 平成7年度に計画したもの。平成9年に土地を取得したが、いまだ建設の予定は無く、計画は 具体化されていない。	•		•	•	•	×	1
	資料館にシンボル的な施設の設置	平成23年(2011年)に行われたまちづくり懇話会での担当課の見解として、近世開拓史資料館の建設は困難であること、平成27年度を目標に駐車場・トイレ・東屋・公園を整備するということが示されている。これより、この構想も撤回されたことが読み取れる。	•		•	•	•	×	1
		地割の保全・活用機能、体験学習や農業振興機能を含めた拠点施設の整備、また三富地域に分散している地域資源や市民農園、森林公園、歴史文化施設などの拠点施設を散策路で結びつけ、その活用を促すなどが考えられる。	•		•	•	•	×	2
	農業体験のできる農園の設置				•	•	•	\triangle	1
	落ち葉堆肥を活用した三富特有の市民農園や体験農園の設置	マ成23年よりいも堀りまつりをはじめとした農業体験イベントは実施されているが、常時農業体験ができる農園は数件にとどまっている。	•		•	•		\triangle	2
	公設市民農園の整備	上富地域において継続的に体験できる市民農園は設置されておらず、設置の具体的な計画は無い。	•		•	•	•	×	3
	市民農園運営組織の創設				•			×	3
	農業公園 (Agri・Park)構想	上富地域を農業体験ゾーン、雑木林散策ゾーン、学習ゾーン、味わいゾーンの4つにゾーニングし、ゾーン間のアクセスを整備する。	•		•	•	•	_	4
	物産販売所等の設置				•	•		\triangle	1
	農産物直売所の整備	西の玄関口構想、(仮称)みよし賑わいバザールの中での実現を目指したと考えられる。スマートICフル化に関する検討は平成21年(2009年)頃より下火となったものの、現在再び設置に向けた検討が始まっていることから、この構想についても検討が再開されることが考えら			•	•		Δ	3
	契約販売・特約店販売の促進や農産物直売所の設置				•	•		Δ	2
	食事や休憩ができるレストラン等の設置	れる。			•	•	•	Δ	1
	公園的視点で広場の設置							×	1

分類	施策名	進捗状況など	の育	B 景観保全と再生の	醸成と活	り組みの実	Eハード面の整備	状況	出典
観光	グリーンツーリズムへの発展	三芳町文化財保護課による事業、平成22年(2010年)に、埼玉体験旅くらぶ(県・JTBとの 共同企画)でツアーが実施されている。また、地元の農業団体が主催で行う枝豆狩りや三富江			•	•		0	1
	三富地域の様々な地域資源を活用した、都市近郊の身近なグリーンツーリズムの促進	戸農法の会が行う農業体験、さらにはいも掘りまつりなども、近隣より多数の参加者があり、 どちらも日程は限定されるがグリーンツーリズムが行われはじめている。			•	•		0	2
	グリーンツーリズム事業	ツアーガイドを養成し、ボランティアがツアーガイドを行う。			•	•		_	4
	三富地域の景観を紹介する案内板等の整備	上富小学校屋上、外周、旧島田家住宅に、地割の案内板が設置されている。				•		Δ	2
	三富独自の緑のネットワークを紹介する緑マップやコースガイドの作成	三富文化財ウォーキングマップが作成されており、三富新田と周辺の文化財をめぐるコースが 紹介されている。				•		Δ	2
	広域的な農産物・特産物・直売所マップの作成	JAいるま野がいるま野地区の農産物直売所マップを作成しているが、JA以外の産直所を含めたものは作成されていない。				•		Δ	3
	環境保存型モデル道路(歩道)と文化財散策道の整備	上富の主要道であるけやき通りが県道であることから県の主導で工事が進められている。				•	•	Δ	1
	散策路やポケットパークの整備	一部歩道が整備されているものの、資源や地割の散策路と言えるものではない。				•	•	Δ	2
	歴史資源や地割を散策しやすい散策道の設置					•	•	×	3
	観光ルートのこまめな清掃の実施	歴史文化資産の観光ツアーコースの開発を行うことに基づく取組として提案されているもの。			•	•		×	3
/H A //	観光ボランティアの募集(定年退職者中心)				•	•		Δ	3
保全制度	地割モデル地区の指定・保全制度の創設	全てを残すことは不可能であるため、地割の一部をモデル地区として指定し保全する制度を創設。来場者からの寄付や、入場料を徴収する。		•	•				4
	平地林を保全するための新たな制度及び基金の創設	三芳町緑ぬくもり基金(平成12年3月15日施行)として、36,530,469円(平成24年)の積立があ		•	•			Δ	2
	平地林保全を目的とした新たな財源の検討	5.			•			Δ	2
	ナショナル・トラスト運動の促進	上記の利用や新たな財源確保などにより推進していくことが考えられる。		•	•	•		×	2
	地域の意向を踏まえた保安林、緑地保全地区、風致地区など緑地保全制度 のさらなる活用方策の検討	緑地保全事業により、町指定の保存樹木、樹林には報奨金を出している。		•	•			Δ	2
	緑地保全制度を補完するための、公有地化など支援事業の推進	県・自然環境保全推進事業費で、ふるさとの緑の景観地等を指定。山林等の所有者等に管理の ための報奨金を出している。		•	•			×	2
	平地林の借り上げ・管理制度の創設	町内企業の石坂産業㈱が事業として実施している。 県・身近な緑の保全事業費で「ふるさと緑の景観地」指定区域内の緑地について、緊急に保全 の必要が生じた場合の買い取りによる保全を行う制度がある。		•	•			×	3
	市民緑地協定の活用促進、緑化協定の検討	北永井3区にて、市民緑地協定(県)が利用されている(平成25年まで)。		•	•			×	3
	法定の緑地保全規制の検討(都市緑地法、都市計画法等)	町独自の条例制定などが考えられる。		•	•			×	3
	平地林に係る相続制猶予制度の創設など、平地林の保全と三富農業の継続 に不可欠な相続税の軽減措置実現に向けた国への働きかけ	いるま野農業協同組合長が森林所有者272人から受託を受け、相続税に係る評価額が最大40%軽減される森林施業計画による管理を行っている。町としての要望活動も行うことが考えられる。		•	•			Δ	2
	耕作放棄地の適切な維持管理を目指した地域のルール化	(不明)		•	•			×	2
	保全ルール検討事業	ゾーニングなどに基づき、特別緑地保全地区制度、さいたま緑のトラスト運動等の制度を適用 することによって、農地、雑木林を保全するもの。		•	•				4
	物納地を都市と田園の交流の場として活用するなど、国への働きかけ	(不明)		•	•			×	2

分類	施策名	進捗状況など	の育	めの規制制	成と との	り組みのえ	Eハード面の整備	状況	出典
保全担い手 関係	平地林の下草刈りや萌芽更新等の維持管理に有効な方策を検討するとともに、都市住民ボランティアやNPO組織などによる活動のための新たな仕組みづくり	協働のまちづくりグループ、グリーンサポート隊との連携も考えられる。		•	•	•		Δ	2
	都市住民による落ち葉掃き等の実施	体験落ち葉掃き事業として町教育委員会やJAと連携し、住民参加の落ち葉掃きを実施	•		•	•		Δ	2
	地域活動を促進する場と仕組みの創造	主婦の会、生協など、具体的なグループを把握し、落ち葉掃きだけでなく、特産物づくり等、幅広く模索する必要がある。			•			Δ	2
	管理のためのボランティアスタッフ集め事業	認定制度、リーダ制度、ステップアップ制度の導入で、参加者のインセンティブが高まる事例 多数。			•			_	4
	平地林管理隊募集・派遣事業	平地林維持管理する人を町が募集し、管理隊を要請し派遣する。			•			_	4
	住民主体の地域づくり協定の促進や地域づくり条例の制定などの体制づくり	三富新田の新しい地域づくりに向けて、行政と地域住民や地域団体等が、それぞれの役割を分担して、相互に連携していくための様々な施策、事業、活動を進めることを目的とした提案。 三富新田に特化したものではないが、地域活性化懇話会などの協議会等がある。			•			×	2
	行政と住民の連携体制による地域づくりの推進				•			\triangle	2
	住民の代表者で検討する場の設置	一一曲利田に竹店したもりではないが、地域店店店巡問式などり開放式サルの分。						\triangle	3
	三富研修 (職員向け)	まず三芳町役場の職員から、基本的な知識を身につける。	•		•			_	4
	三富新田再生推進課	三富新田に関わる情報を横断的に把握・整理し、方向性を提示できる課の設置。			•			_	4
	県と市町の連携体制による地域づくりの推進	みどりの三富地域づくり行政会議(川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町、埼玉県で			•			Δ	2
	市町独自の主体的な取組と市町間の連携体制の強化	構成 が実施されている。			•			Δ	2
	三富地域づくりを総合的に推進するための行政組織の設置	(不明)			•			×	2
農業的施策 関係	農産物のブランド化	みよし野菜ブランド化推進支援事業(平成24年度開始事業)として農業後継者に補助金。「みよし野菜ブランド化推進研究会議」を開催している。みよし野菜ブラントとの連携・棲み分けが課題。			•	•		Δ	2
	有機100倍運動の積極的展開	県・埼玉農業エコひいき推進事業として実施されている。			•	•		Δ	2
	野菜販路開拓事業(ブランド化)	JAと提携し野菜をネット通販や郵便局で販売。あわせて三富のPRチラシを送付する。			•	•			4
	落ち葉を活用した堆肥製造施設の設置	循環型社会の先駆的な取組へと発展させるためのシステム構築に役立つ。			•		•	×	2
	若手農家育成事業	若手農家に対し、農業関係研修に参加するための研修費を助成する。			•			_	4

分類	施策名	進捗状況など	A人材の育成	め観の保	活共	り組みの実力を伝える	ード面の	状況	出典
その他 (環境教育・	三富新田を見直す会	町民へ広く周知するため、三富の歴史やその価値についての講話会を開催。	•	•	•	•		_	4
PR)	平地林学習推進事業	町内小中学校の授業の一環として、平地林を学習の場として活用する(昆虫、植物観察)。	•		•	•		-	4
	「三富野菜」の学校給食への積極的な活用	農事組合法人埼玉西部産直グループの協力により、20%が三芳産となっている。	•		•	•		0	2
	規格外で販路が限られる農産物の学習教材としての活用	(不明)			•	•		×	3
	農業体験学習、平地林体験学習など、学校教育や生涯学習の場での積極的 な活用	上富・中富小学校屋上を利用した地割見学受入れ、教職員研修の実施、志木中学校の事例など			•	•		Δ	2
	農作業、収穫体験、落ち葉掃き等の社会科見学の1メニュー化	が行われている。			•	•		\triangle	3
	いきたいヤマ畑創造プログラム	三富の雑木林にて自然体験プログラムを行える専門家を設置し、学校教育の場として活用する ほか緑や農業に関するイベントを行う。	•	•	•	•		_	4
	市民農園を利用した教育プログラムの実践	みどりの学校ファームの取組みは、町内すべての小学校で行われている。	•		•	•		×	3
	子ども向けとして、学生ボランティアの募集 (近隣の大学と連携)	淑徳大学の学生による参画などは行われているため、今後、どのように裾野を広げていくかが 課題。	•		•	•		Δ	3
	ジュニア三富塾で提供されている各種メニューの提供、工作キット化	次世代育成に繋がる。三富新田ファンを広げるための取組み。	•		•	•		×	3
	落ち葉掃きエクササイズ	新たな協力者の発掘に繋がるもの。雑木林の管理に必要な落ち葉掃きを町民を対象とした健康 増進目的の事業として活用する。				•		_	4
	富の川越いもをミス・インターナショナルに食べてもらう	知名度およびイメージアップ事業。				•		_	4
	上富地域の代表者による地域活性化を実現した地域への視察	地域活性化に対する意識の醸成と担い手づくりを目的としている。	•		•	(●)		×	3
	成功事例のキーパーソンとなった人物による講演会の開催	「中央的は101年のリックを呼びて1201年 フトリゼロ的としている。			•	(lacktriangle)		×	3

出典: ①三芳町緑と歴史の保全・活用等研究会報告書提案現況(平成8年度)

- ②「みどりの三富地域づくり懇話会提言」2市町・県実施現況(平成13年)
- ③「スマートインターチェンジを活用した地域活性化に関する調査研究」実施現況(平成20年度)
- ④研究員提案施策素案(平成24年度)

状況:○ … 実現済み、取り組まれている

- △ … 取組がみられる、関連施策有
- × … 取り組まれていない、実現されていない
- 一 … 政策研究所提案分

5 参考事例研究

これまでの調査・分析等をもとに、「三富新田」を再生する中で関係するトラスト・ファンド・スポンサー制度や三富新田を盛り上げるための人材育成施策事例について取り上げる。

5.1 トラスト・ファンド・スポンサー制度

5.1.1 国の施策

いくつかある緑地を守るための国の施策の中で、埼玉県でも多く活用されているものに、国土交通省の「緑地保全地域制度」や「特別緑地保全制度」がある。下記に、 この2つの制度の概要を示す。

(1) 緑地保全制度

里地、里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度である。

- ①制度の指定要件
- ア 無秩序な市街地化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの。
- イ 地域住民の健全な生活環境を確保するため、適正に保全する必要があるもの。

(2)特別緑地保全区制度

この制度は都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度である。これによって豊かな緑を将来に継承することができる。

- ①制度の指定要件
 - この制度の指定要件は、次のいずれかである。
- ア 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯 又は避難地帯として、適切な位置、規模及び形態を有するもの。
- イ 神社、寺院などの構造物、遺跡などと一体となって又は伝承もしくは風俗習慣 と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの。
- ウ 次のいずれかに該当し、かつ当該地域の住民の健全な生活環境を維持するため に必要なもの。
 - ・風致又は景観が優れているもの。
 - ・動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの。
- この特別緑地保全区制度について、詳細を下記に示す。
- ②決定主体

特別緑地保全地区は、都市計画法における地域地区として計画決定を行う。面積によって決定主体が異なる。

- ・10ha 以上の場合:都道府県が決定
- ・10ha 未満の場合: 市町村が決定

③行為の制限

この計画決定には以下の行為の制限がある。

- ・建築物その他工作物の新築、改築又は増築
- ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘、その他土地の形態の変更
- 木竹の伐採
- ・水面の埋め立て、又は干拓
- ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
- (注)公益性が高く、緑地の保全上著しく支障をきたす恐れの無い一定の行為や、 計画決定の際、既に着手していた行為、非常災害の応急措置などについては、 この限りでない。

④指定によるメリット

この地区の指定には、土地の所有者にとって、次のようなメリットがある。

- ア 次の優遇税制により土地の所有コストを軽減できる。
 - ・相続税:山林及び原野においては、8割評価減となる。
 - ・固定資産税:最大で1/2まで減免される。
- イ 土地の買い入れを申し出ることができる。譲渡所得には 2,000 万円の控除が適 用される。
- ウ 管理協定制度を併用することで、管理の負担を軽減できる。
- エ 市民緑地制度を併用することで、地域の自然とのふれあいの場として、活用を 図ることができる。

⑤土地の買い入れ

土地所有者が行為の制限を受けることにより、土地の利用に著しい支障をきたす場合、都道府県に対して、その土地を買い入れる旨申し出ることができる。その場合、都道府県、市町村あるいは緑地管理機構が土地を買い入れる。地方公共団体はこの土地の買い入れ費用について、国からの補助を活用できる。

(例)

- · 熱田神宮緑地保全地区(名古屋市)
- · 小沢城緑地保全地区(川崎市)
- ・横浜市における特別保全地区(横浜市)
- · 鴻巣山緑地保全地区(福岡市)
- · 吉田山緑地保全地区(京都市)

5.1.2 埼玉県の施策

埼玉県では県内の緑が減少しており、中でも身近な緑である都市部の樹林地の減少傾向は続いている。そのため、ふるさと埼玉を象徴する緑を守り、新たな緑を育てて行くことにより、緑豊かな埼玉を形成して行くための活動が行われている。

(1) 法律や条例による規制の実施

緑地を現状凍結的に保全する強い規制としては、都市緑地法による特別緑地保全地区の指定や首都圏近郊緑地保全法による特別保全地区指定などがある。緩やかな規制としては、首都圏近郊緑地保全法の近郊緑地保全区域の指定や、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例によるふるさとの緑の景観地指定などがある。

図表 14 埼玉県で取り入れられている緑地規制例

0	特別緑地保全地区	14 箇所	20ha
\circ	近郊緑地保全地区	5 箇所	5, 232ha
\circ	ふるさとの緑の景観地	28 箇所	397ha(<u>三富地域</u> 、深谷市など)
\circ	県自然環境保全地域	16 箇所	518ha(小鹿野町、 <u>三芳町(多福寺)</u> など)
0	緑のトラスト保全地	11 箇所	55ha

(平成23年3月31日現在)

しかし、これまでに指定された地区や指定面積は全国的に見ると、「緩やかな規制」では東京に次いで2番目(地区数:333箇所、面積:669.5ha)だが都市緑地法及び首都圏近郊緑地保全法に基づく「強い規制」では、仙台市に次いで18番目(地区数:12箇所、面積:78.4ha)となり、1番の神戸市(地区数:31箇所、面積:2604.3ha)と大きな差がある。

ふるさとの緑の景観地でも、指定当時と比べると都市部を中心に改変が進み、保全 面積が減少している。

図表 15 三芳町内で指定されているの「ふるさと緑の景観地」面積の変遷

	指定面積(昭和55年3月)	保全地(平成23年3月現在)
三芳町上富	19. 7ha	8.6ha (43.3%)
三芳町上富中西	10. 6ha	8.6ha (81.1%)

(2)公有地化

埼玉県では埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民共有の財産として県民とともに末永く保存していくため、「さいたま緑のトラスト運動」を展開している。緑のトラ

スト運動は、県民から広く寄付を募り、それを資金として土地や建物を取得したり、また寄付や遺贈を受けたりして、埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民共有の財産として末永く保全していこうという運動である。昭和59年(1984年)に県民主体の運動の推進組織として「さいたま緑のトラスト協会」が発足し、翌年60年(1985年)には運動の資金となる「さいたま緑のトラスト基金」が県に設置され、現在この両者が一体となって運動を進めている。図表16に、この保全地の現状を示す。

図表 16 緑のトラスト保全地 (平成 23年 12月現在)の現状

	名称	所在地	面積 (ha)	取得年度
第1号地	見沼田圃周辺斜面林	さいたま市緑区	1. 1	平成2,3年度
第2号地	狭山丘陵・雑魚入樹林地	所沢市上山口	3. 4	平成6,7年度
第3号地	武蔵嵐山渓谷周辺樹林地	嵐山町鎌形ほか	13. 5	平成9年度
第4号地	飯能河原周辺河岸緑地	飯能市矢颪他	2. 3	平成 10,11 年度
第5号地	山崎山の雑木林	宮代町山崎	1. 3	平成 13 年度
第6号地	加治丘陵・唐沢流域樹林地	入間市寺竹	11. 2	平成 14, 15 年度
第7号地	小川原家屋敷林(寄贈)	さいたま市岩槻区	0. 7	平成 12,13 年度
第8号地	高尾宮岡の景観地	北本市高尾	3. 6	平成 18 年度
第9号地	堀兼・上赤坂の森	狭山市堀兼	6. 0	平成 19 年度
第10号地	浮野の里	加須市北篠崎	5. 4	平成 20 年度
第11号地	黒浜沼	蓮田市黒浜	6.6	平成 21 年度
計	11 箇所		55. 0	

また、他にも「彩の国みどりの基金」による「まちのエコ・オアシス保全地」や公有地化以外に保全が著しく困難で、緊急に保全を必要とする場合に公有地化を行う「身近な緑公有地化事業」がある。

図表 17 「まちのエコ・オアシス保全地」「身近な緑公有地化事業」例

まちのエコ・オアシス保全地 (5箇所 4ha)	身近な緑公有地化事業 (16 箇所 16. 7ha)
· 菩提樹池周辺緑地 (所沢市)	・堀兼・上赤坂ふるさとの緑の景観地(狭
・ムサシトミヨ生息地周辺緑地(熊谷市)	山市)
・谷田の泉 (入間市)	・西新井ふるさとの緑の景観地(さいたま
・彦兵衛下小笠原遺跡ふるさとの森(白岡町)	市)
· 金崎斜面林保全緑地 (川口市)	他 14 ヶ所

5.1.3 トトロの森トラスト運動

「トトロの森」は、公益財団法人トトロのふるさと基金が取り組みを進めるナショナルトラスト運動¹事業によって確保され、保全されているトラスト地の愛称、その多くは狭山丘陵北麓周辺の山林地である。

狭山丘陵が、長編アニメ映画「となりのトトロ」に登場する風景のモデルの一つであるとされることから、作品の生みの親である宮崎駿の承諾を得て命名された。狭山丘陵は、宮崎駿の自宅からも近く、宮崎自身この運動に呼びかけ人の一人として名前を連ねている。

平成3年(1991年)に取得された「トトロの森1号地」を皮切りに、平成24年(2012年)10月までに18箇所の「トトロの森」が確保され、その多くが一般市民向けの散策地として公開されている。

(1)トトロのふるさと基金

昭和55年(1980年)、早稲田大学が創立100周年記念事業の一環として新キャンパスを設置する計画が明らかとなり、設置先が所沢市内の狭山丘陵と発表したことで一大反対運動が引き起こった。

これを契機として昭和 56 年 (1981 年) に環境保護市民運動団体「狭山丘陵の自然と文化財を考える連絡会議」および「狭山丘陵を市民の森にする会」が発足して、共同で反対運動を展開した。その後、埼玉県、早稲田大学、保護団体の合意により大学のキャンパス設置が承認され、これを受けて埼玉県知事が狭山丘陵の保全を表明し、反対運動は終結した。

保護2団体は、その後、平成2年(1990年)4月12日に埼玉県野鳥の会(現在の埼玉県生態系保護協会)とともにナショナルトラスト運動「トトロのふるさと基金」を開始した。その運営団体として「トトロのふるさと基金委員会」(通称:トトロ基金委員会)が設立され、これ以降トラスト地の取得活動を進めてきた。平成9年(1997年)法人格取得を目指すため「トトロのふるさと基金」に改称。平成10年(1998年)に財団法人化し「財団法人トトロのふるさと財団」と改称した。平成23年(2011年)には公益財団法人化するとともに名称を「公益財団法人トトロのふるさと基金」に戻し、現在に至っている。

¹ ナショナルトラスト運動とは、自然環境等を経済的な理由での無理な開発による環境破壊から守るため、 市民活動等によって買い上げる・自治体に買い取りと保全を求める活動である。この活動はイギリスのボ ランテイア団体「ナショナル・トラスト」によって行われた活動を原型としており、保護されるべき地域 を設定して買い上げ、次世代に伝えて行くために管理・保全していくものである。

5.2 人材育成

5.2.1 山梨県北杜市公益財団法人キープ協会の活動

山梨県の北部、八ヶ岳の南麓に広がる観光地として有名な清里高原に「公益財団法人キープ協会」がある。ここは、20年以上前から自然教育および自然体験型環境教育を実践している自然環境教育推進の草分け的存在である。自然体験型の学びプログラムなどが多く行われ、子どものみならず、環境に興味をもつ大人や教育関係者、企業まで、様々な人がこのプログラムに参加している。

プログラムの例は、図表 18 のとおりである。

図表 18 公益財団法人キープ協会の実施プログラム例

○ガイドウォーク (1時間~)

自然歩道や森の中を歩きながら、レンジャーが自然や、野生生物の生態などを 分かりやすく紹介。

また、複数のアクティビティ(活動)を組み合わせ、プログラムの目的や流れ、フィールドや季節、参加する児童・生徒の様子に応じて、効果的なアクティビティを選び、プログラムを組み立てる。児童・生徒の緊張をほぐすアクティビティ、五感を研ぎ澄ますアクティビティ、感じたことを表現・創作するアクティビティなど、その数は 100 種類以上。

○ナイトハイク(1.5 時間~) 対象:小学校高学年~

夜の森を歩くナイトハイク。日中とは違う自然の様子を味わう。明かりはレンジャーの持つライトのみ。暗闇と静けさの中で、五感が研ぎ澄まされる。日中のプログラムと合わせることで、昼夜の自然の変化を感じることができる。

○葉っぱのスタンプ (1.5 時間~)

思い思いに葉っぱを選んで、ハガキやコースター にスタンプする。エコバッグにスタンプして、オリ ジナルのエコバッグを作るのもおすすめ。



○箸づくり(2時間~)対象:小学生~

剪定した小枝を、小刀で削って、オリジナルの箸を作る。木のあたたかみや、 やわらかさを感じることができる。作った箸でお弁当を食べるなど、使い捨てで はなく、洗えば繰り返し使える箸を作ることで環境についても考える。

- ○森のお茶会(2時間~) 対象:小学校高学年~
 - 古くから野草は、身近な「自然の恵み」だった。「食」をテーマに、採集した野草をお茶やお菓子として味わい、暮らしと自然の関係を考える。
- ○レンジャー作業体験(2時間~) 対象:中学生~

自然歩道の整備や、草刈り、間伐など、レンジャーの日常作業を体験できるプログラム。汗をかいて作業をした分、大きな達成感を味わうことができる。チームワークや課題達成の実習としても効果的。

- ○森林療法プログラム(2時間~) 対象:大学生・一般 五感を研ぎ澄ますアクティビティなどで、自然と身体との関係を知ると同時に、 リフレッシュやリラックスの効果も期待できる。
- ○スライド&トーク (1時間)

写真や実物を用いながら、自然や歴史、自然の不思議さ・面白さなどを分かり やすく紹介。校外学習や移動教室の導入での利用がおすすめ。

「キープ・フォレスターズ・スクールHP」より抜粋

6 政策提案

三富新田が、学術的にも高い評価を受ける地域であり、保全・再生すべき地域であることは明らかである。しかしながら、江戸時代にはライフスタイルそのものであり、深く地域と結びついていた農法と景観を、現代にそのまま保全・再生することは難しい。特に既に開発が進んでいるヤマや畑、それらを取巻く景観については、残存している場所やある程度の保全・再生が可能な場所を選定し集約的に施策を実施していくことが妥当である。手法としては、広大な林地整備といったハード対策も考えられるものの、景観条例等のソフト対策が現実的と考えられる。これらソフト対策の実現と効果の発現には地域の方々の共通認識と協力が不可欠であり、それらを得るためには条例が単に制約となるのではなく、それに伴うメリットを併せて提示する必要がある。

もとより三富新田の住民の多くは、先祖伝来のヤマと畑を守り現代まで農業を続けて来た人たちであり、三富の保全・再生へのインセンティブは高いと考えられる。まずは対話を通じて保全・再生に向けての具体的な共通認識を得ること、次いでメリットに通じる活動を協働の視点で検討していくことが重要である。

なお、これらの活動は、三富新田の住民だけが実施するのではなく、広く町の方々に支えられることによって、一層のインセンティブと価値が生み出されるものとなる。 図表 19 に、これら保全・再生のための規制 (ソフト対策)、それに向けての共通意 識の醸成と活動(合意形成)という柱とその関連施策のイメージを整理した。

人材の発掘・育成 新たな担い手・ 庁内研修会 学校との連携 ボランティア ソフト対策 合意形成 景観保全と 地元との共通認識 再生のための規制 の醸成と活動 ルールづくり 景観条例 トラスト ゾーニング 拠点づくり ハード面の整備

図表 19 政策提案イメージ図

6.1 人材育成

「ヒト」「モノ」「カネ」といわれるように、「人材」は3大資源のひとつであり、「三富新田」再生においても人材育成は欠かせない。人材育成を行うことで地域内外の人材の質が向上し、その人たちが交流していくことで三富新田の活性化に関するネットワークが強化され、更なる個々の人材の能力やモチベーションの高まりが期待できる。

6.1.1 職員研修

職員の人材育成の手法として、三富新田について一人一人が知識を有する体制を作るために、三富新田に特化した職員研修を行う。

現在、三芳町職員が受ける研修は、彩の国さいたま人づくり広域連合自治人材開発 センターによる座学やグループワーク等と、三芳町による町内施設紹介や福祉体験等 であり、落ち葉掃きや、三富新田について学ぶ研修は設けられていない。文化財保護 課や観光産業課のような、三富新田やそこに暮らす住民と接することの多い課以外で は、三富の知識や経験を身につける機会がない。三富新田の歴史的景観維持のために は、課や担当を問わず、三富新田について職員の理解を深める必要がある。

ちなみに埼玉県は、採用2年目研修の体験型研修として、平成25年1月27日(日)・2月10日(日)の2日間、平地林落ち葉掃き活動を実施した。この研修では、三富新田で持続的に行われてきた循環型農業を平地林の落ち葉掃きを通して学び、農家や参加者との意見交換や交流を図ることを目的として実施された。

①実施内容と計画スケジュール

ア 主な取り組み

三富新田の知識を習得することを目的とした職員研修

入庁3年目までの職員から定員10名とし、派遣要請を行う

イ スケジュール

平成25年度…年間計画の作成

平成26年度以降…計画に基づき事業実施

前期…専門家による講義(全4回)と、講義終了後、知識の定着を促進させるための試験を実施し、上位者を表彰

(学芸員・川越農林振興センター職員、さんとめねっとのボランティア等) 後期…さつまいも掘りや落ち葉掃きなどの体験(全2回)

 4月
 5月
 6月
 7月
 8月
 9月
 10月
 11月
 12月
 1月
 2月
 3月

 講義
 体験

図表 20 三富研修スケジュール

ウ経費

計:210,000円

(内訳)

講義謝礼: 40,000 円 10,000 円×4 回

職員人件費:160,000 円1事業4時間×単価2,000円×10人×2回

試験用需用費:10,000円

②体制

総務課職員係において、職員研修事業として実施。 必要に応じて、文化財保護課や観光産業課と連携する。

③期待効果

知識や経験が少ない若手職員に対し、業務中に仕事として勉学を課すことにより真剣さが増し、効率的に知識を身につけることができる。また、職員が三富新田の知識を有することで、直接業務には関係しない課であっても、三富新田を意識した業務を行うことが期待できる。

6.1.2 担い手・ボランティア促進

景観維持や循環型農業の担い手とボランティアの促進を目的として、若手農家育成 事業や平地林管理隊結成などで支援する。

循環型農業を維持するためには、主役である農業の担い手と、それを支えるボランティアの育成・確保が望ましい。現状の政策では、農業者に対する補助金政策のみで、ボランティアや、循環型農業に重点を置いた政策はとられていない。もちろん、全ての農業者に循環型農業を強いるのは現実的ではないが、循環型農業に理解を示し、意欲のある農業者を支援する政策を実施する必要がある。

(1)農業担い手

農業担い手に対しては、農業関係研修への参加費を助成し、意欲の高い若手農業者をサポートする事業を行う。研修の例としては、農林水産省や関東農政局、全国農業青年クラブ連絡協議会等が開催する農業者研修が挙げられる。町内や近隣市町村だけではなく、全国各地の同業者とのネットワークを持つことで、農業に誇りを持ち、継続意向や就業意向を高めることを目的とする。課題としては、研修への需要やどの補助金の対象となる研修の基準をいかにして定めるか等が挙げられる。

①実施内容と計画スケジュール

ア 主な取り組み

若手農業者が農業者向け研修に参加することを促進するため、その参加費や交通費を補助

イ スケジュール

平成25年度…若手農業者の研修への要望を整理し、計画やルール作りを行う 平成26年度…事業を実施し、その評価を行い、継続を判断

ウ経費

補助金:240,000円

研修1回につき上限1,000円×若手農業者40名×年間6回

②体制

観光産業課農業振興係の補助事業。

③期待効果

意欲ある若手農業者の知識向上を促進することで、後継者率の向上や、営農意欲の向上につながる。また、将来的にも経験豊富な農業者が増えることは、農業が盛んである三芳町のブランドやアイデンティティーにつながる。

(2) ボランティア

ボランティアに対しては、平地林を維持する人材を「平地林管理隊」として、町がその募集と派遣を担当する「平地林管理隊募集・派遣事業」を行う。まず、前提として、三富新田の平地林の位置と所有者、循環型農業での利用の有無、人材の派遣希望等についての調査を町が行う。その後、町内及び周辺市に対して平地林維持管理協力者の募集を行い、年間での派遣計画を立てる。その後、3年間継続し、参加者や平地林所有者の意向を踏まえ、その後の継続を判断する。管理の内容として、落ち葉掃きや下草刈り、枝打ち等が考えられるが、単なる作業としてではなく、イベント的要素を含め楽しめるようにすることが必要と思われる。課題としては、平地林調査への時間と労力や協力者の需要、作業に伴う費用の負担等を考慮する必要がある。

①実施内容と計画スケジュール

ア 主な取り組み

平地林管理隊を募集し、必要に応じ派遣する事業を行う

イ スケジュール

平成 25 年度…平地林の位置と所有者、循環型農業での利用の有無、人材の派遣希望等についての調査

平成 26 年度…町内及び周辺市に対して平地林維持管理協力者の募集を行い、年間 での派遣計画を立て実施

平成 27・28 年度…事業を継続し、最終年度に関係者の意向を踏まえ継続の判断 ウ 経費

計:300,000円

落ち葉掃き指導者:180,000 円 謝礼 3,000 円×10 人×6 回

職員人件費:120,000 円 農業振興係4名×30,000 円

②体制

都市計画課みどり公園係や観光産業課農業振興係等が中心となり実施。

③期待効果

個人では難しい平地林の管理を町が支援することで、平地林の維持や管理の意 欲向上につながる。また、平地林の落ち葉を有効活用することにより、循環型農 業への活路も見出せる。そして、作業ではなくイベントとして事業を盛り上げる ことにより、自然との触れあいや環境教育、「エコの町」として三芳を強くアピー ルできることが期待できる。

6.1.3 学校との連携

人材育成において、子どもの頃から自分が生まれ育った場所の歴史や文化を理解することは、自信と誇りに繋がるものである。また、文部科学省の学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議でも、「地域によっては、学校の有する物的・人的資源やネットワークを活用して地域づくりに取り組んでおり、学校が地域づくりの核として機能している例が見られる。こうした地域では、学校を核として地域の人々のつながりが強まって、地域の活力が高まり(地域がよくなる)、地域がよくなれば学校もよくなる(学校への支援が強力になる)という好循環が生まれている。」ということが示されている。さらに、「学校における学習課題(例:人権教育、防災教育、環境教育等)は、地域の課題につながるものでもあり、学校づくりと地域づくりが密接に関わっていることを考えれば、今後、学校が、地域の課題を解決するための『協働の場』になる(地域の課題を学校の場所や施設等を使って解決する)という視点が必要となってくる。」とも述べられており、地域との関連性をもたせていくことは、子どもにとっても、地域にとっても望ましいことであると言える。

現在、三芳町内の小学校では、政策研究所の研究テーマである「三富新田」について、主に総合的な学習の時間を利用して活動が行われている。特に、地元の上富小学校では、野菜づくりなどを中心とした活動が行われている(図表 21)。これは、県の施策である「みどりの学校ファーム」とも関連した活動である。また、三富新田から最も遠い、三芳町の東部にあたる唐沢小学校などでも「副読本さいたま」内、読み物資料「三富の開たくをした曽根権太夫」を利用したり、総合的な学習の時間の「ふるさと大発見」という単元にて、三富の開拓について社会科で学び、それについて更に深めるといった授業が行われたりしている。

図表 21 上富小学校「三富新田」関係授業(抜粋)

上富小学校

【特活】とめっこいも祭り

【総合的な学習の時間】

3年…「農家たんけんをしよう」(37時間)

⇒農家を探検したり、どのような農産物があるのかを調べたりする「野菜づくりを学ぼう」

⇒農家さんに野菜作りのこつを教えてもらい、農家さんに食べてもらう

4年…「さつまいもはかせになろう」(37時間)

⇒さつまいも農家さんへのインタビュー さつまいも栽培

雑木林→循環型について理解する

5年…「上富の人となかよくなろう!」(52 時間)

⇒野菜作りを通した農家さんとの交流

収穫した野菜を福祉施設に届けるなどの発展

6年…「やさしい町 上富」

⇒自分で課題をみつけて調査研究、発表を行う

①実施内容と計画スケジュール

ア 主な取組み

スライド&トーク、ガイドウォークの導入

イ スケジュール

平成 25 年度 - スライド&トーク、ガイドウォークを実践できる人材の育成・研修 平成 26 年度 - 上富小学校、町内希望校

平成27年度-三芳町内全小学校にて実施

ウ経費

年間計: 772,000 円程度

人件費:672,000 円/年程度

日給(謝礼)7,000円×2人×48日

需用費:100,000 円程度 (週末活動等推進事業需要費参考)

②体制

研修等を経たスライド&トーク、ガイドウォークを実践できる人が、学校等からの 要請に応じて準備と授業を実施する。

③期待効果

学校教員では準備することが難しい素材や知識、経験を生かし、子どもたちにとって「楽しい」と思える場づくりを提供することで、雑木林をはじめとした三富新田を次世代育成のための教育の場として活用することができる。それにより、三富新田の歴史や培われてきた文化を実感として捉え、「楽しい場所」「誇りのもてる場所」とすることで、子どもの情操の育成や自分の住む地域へ愛着が生まれることが期待される。

6.2 地域の方々との協働

「協働」とは、町の「協働のまちづくり条例」によると、住民と町がそれぞれ自らの果たすべき役割を自覚して、対等の立場で協力し合い、補完し合って行動することである。

本研究における「協働」のテーマは、三富新田の地割景観を保全するための土地・エリアを設定すること、またその土地・エリアをどのように保全するか、その方法を設定することである。三富新田は私有地のため、町で保全を図るにしても、地権者との合意形成が必要になる。このように町と住民が議論を重ねることによって、三富新田の保全を三芳町全体で考える。

協働の手法としては、「ワークショップ」、「市民討議会」、「ワールドカフェ」などが考えらえる。その際、保全方法については、どの手法を選択するかについての検討だけではなく、それぞれどのような効果があるか、有用性について議論し検討することも必要である。

以下で、地域の方々との協働によって設定すべき「ゾーニング(土地利用方針)」や、保全の具体的手法である「景観条例」、「世界農業遺産」について記述する。

6.2.1 「三富新田」再生のためのゾーニング

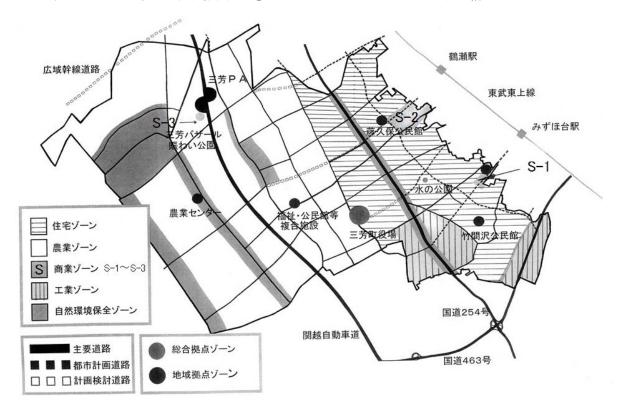
3章で述べたように、三富新田の構成要素のうち、雑木林と農地は減少傾向にあり、特に雑木林の減少が著しい。「三富新田」再生に歴史的景観の維持は不可欠であり、そのためには維持すべき地域(エリア)を特定し、維持方法を決定・実行しなければならない。

前者に関しては、2つのステップを通じで、維持地域(エリア)を特定する。

■第1ステップ:三富新田エリアの詳細なゾーニングの策定

三芳町全体のゾーニング(土地利用方針)は、町の「第4次総合振興計画」や、「スマートインターチェンジを活用した地域活性化に関する調査研究」で示されている。そこで、「三富新田」再生を目的とした三富新田エリア限定の詳細なゾーニングを策定する。

ゾーニング策定にあたっては、開拓時の地割が維持されているかどうかという視点での現地調査や、地元住民、特に農家の方々へのヒアリング、あるいは広く町民からの意見集約を実施し、地域の方々の意見を反映することが求められる。



図表 22 町の「第4次総合振興計画」で示されたゾーニング(土地利用構想図)

図表 23 三富新田エリアのゾーニングのイメージ

農業体験ゾーン	三富新田の農家の協力を得て、落ち葉掃きや循環型農業を
	体験するゾーン
雑木林散策ゾーン	多福寺周辺からケヤキ通りにかけての雑木林で散策を楽
	しむゾーン
学習ゾーン	多福寺や旧島田家住宅等に保存されている三富新田に関
	する歴史資料閲覧、開拓の歴史、ガイドによる説明を聞け
	るゾーン
味わいゾーン	ケヤキ通り周辺で、みよし野菜等を生かした飲食店が集中
	するゾーン (新規開店含む)

*上記ゾーンの核施設(現状では、農業センター、旧島田家住宅、多福寺等) は、来訪者の利便性を高めるべく、何らかの整備が必要であり、また各ゾーンの機能強化のためには、新規施設の設置も検討が必要である(例:休憩施設、見所施設、学習施設、駐車場等)。さらに、ゾーン間の移動の安全性向上のためには、歩道の整備や自転車道の確保が必要である。

■第2ステップ:地割の歴史的景観維持エリアの特定

第1ステップで策定したゾーニングのうち、「農業体験ゾーン」の中から、開拓時地割を残すエリアを「歴史的景観維持エリア」として特定する。このエリアについては、後述する「景観条例」の対象エリアとすることや、長期にわたる落ち葉掃き協力(ボランティアの派遣等)といった地割景観維持のための方策を集中して実施し、確実に地割を維持する。

なお、このエリアの特定にあたっては、候補となる土地所有者の理解と協力が不可欠であり、町による説明会、維持方策の確約等、町は慎重に対応を検討・実施する。

6.2.2 保全の手法

(1)景観条例

協働の活動を通じて、三富新田の美しい地割景観を保全する土地・エリアを設定していく上で、どのような方法で保全していくかについて考える必要があるが、ここでは保全方法の一つとして「景観条例」の制定を挙げる。

景観条例は地域の特性を生かした良好な景観を形成することを目的としている。多くの景観条例は、主に自然環境の保全や伝統的な街並みの維持のために制定されている。

日本で最初に制定された景観条例は石川県金沢市の「伝統環境保存条例」だとされている。この条例では「伝統環境保存区域」が決められていて、武家屋敷群や茶屋街等が保存区域となっている。保存区域となったところは景観維持のための助成制度があり、その助成金は生垣の整備や歴史的建造物の修復費用の一部に充てられている。保存区域となっているところでは、宅地造成や広告物の設置をする際には届出や許可を必要とするとした「規制」を行っている。2005 年(平成 17 年)からは景観法が施行され、景観条例は法律の委任に基づくものとなり実効性や法的拘束力を持つようになった。

そもそも自治体が景観を保全する意義は、その地域に住む住民が個性を持った美しい景観を生み出すことで、住民が地域に誇りを持ち、より強く愛着を感じるようになることである。また、協働によって景観条例等を制定することで、互いに共通認識を持ち住民同士の連帯感が芽生えるという効果が期待できる。

ただし、地割景観の条例化議論に入る前に、景観条例の制定によってどのような経済的かつ社会的効果が生まれるのかを全町的に議論することが必要である。同時に景観条例の制定によるデメリットも検討しなければならない。利害関係者が一方的かつ大きな損失を被ることはあってはならないし、ごく一部の住民に大きな利益を誘導するような条例にしてはいけない。景観条例の制定に関しては慎重な検討が必要であり、様々な立場の方から意見を募り、三芳町の地域性に合った景観条例にすることが求め

られる。

(2)世界農業遺産

「世界農業遺産」とは、FAO (国際連合食糧農業機関) が立ち上げたプロジェクトである。正確なプロジェクト名は、「Globally Important Agricultural Heritage Systems」。 頭文字を取って「GIAHS (ジアス)」と呼ばれている。地域環境を生かした伝統的農法や、生物多様性が守られた土地利用のシステムを世界に残す目的で平成 14 年 (2002年) に創設された。

ユネスコの世界遺産が建物や自然そのものを登録対象としているのに対して、FAOの世界農業遺産は農業システムを登録対象としている。

世界農業遺産の目的は、世界各地のすぐれた農業の事例を蓄積・共有し、持続可能な資源管理・活用の基盤を築くことである。環境の変化に適応しながら先祖代々受け継がれてきたシステムを重視し、農法や土地利用だけではなく、生態系・景観・習慣なども含めて地域資源として考え、次世代への継承をめざしている。

主に途上国に向けた支援策となっているが、今年度、先進国で初めて日本が「世界農業遺産」の認定を受けた。戦後、高度成長を遂げ、経済大国の仲間入りを果たして久しい日本において、農業の近代化と並行し、伝統的な農業・農法、農村文化や生物多様性、農村景観などがシステムとして保全されており、その維持に努めている地域として認められたものである。

世界農業遺産に認定されるためには、提案書を作成し、FAO の申請の手続きを行う 必要がある。

世界農業遺産として認定されると、国内はもちろん世界全体での知名度が高まり、海外を相手とした農産物販売や観光の振興などが期待される。

基本的にはシステムに対する認定であることから、土地利用等に直接的な制約が生じるものではないが、申請書に記載した通りの活動や保全を行うことはもちろん、こうした取り組みがきちんと実施されているかを調査して年1回は報告書を作成しなくてはならない。

また、農法についても生物多様性を損なわない方法を採用することが求められるため、指定を受けることで三富新田の景観や独特の農法を守っていく方法として利用することも考えられる。

①日本における事例

平成 23 年 (2011 年) 6月、伝統的な農業や文化風習・生物多様性の保全を目的に、新潟県の佐渡と石川県の能登が選ばれた。平成 14 年 (2002 年) に始まったこの制度で、先進国の地域から認定されるのは初めてのことである。

認定されたサイトの概要を図表24に示す。

図表 24 日本における世界農業遺産の概要

No.	名称/国名	概 要
1	トキと共生する佐渡の 里山 環境省 HPより	農業生産システムに「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」 を導入し消費者と連携しながら島全体へ拡げていること、 生物多様性保全型農業と農業経済が連携し持続的な環境保 全体制を構築していること、佐渡金山が風景と文化に大き な影響を与え生物多様性と農業生産活動を育むことで、農 村コミュニティを保全してきたことが評価され認定され た。 佐渡棚田協議会、地域おこし協力隊など様々な取り組み がすすめられている。
2	能登の里海里山 公式ポータルサイトより	能登は、地域に根差した里山里海が集約された地域であり、今回の「能登の里山里海」の認定はその総合力が評価された。 農業振興や交流促進として、朝市・直売所、グリーン・ツーリズム、エコツーリズム、後継者や移住者の支援に力を入れている。また、里山保全の取組と生物多様性として里山保全活動、ビオトープ活動と生き物調査、絶滅危惧種、希少種の保護活動も実施されている。

6.3 拠点整備

三富新田の歴史的な価値や自然景観について、情報を集約し発信する場、その土地を守っていく人々が集い、また、守っていく人々を育てる場として、拠点を整備することが必要である。観光客への情報提供をする案内所としての役割や、買い物や食事の場の役割、歴史を学ぶ場として資料館などが考えられる。

また、人と人を「つなぐ」場としては、落ち葉掃きなどのイベントや農業体験で農家と町内外からのボランティアをつないだりすることが挙げられる。

6.3.1 上富地域拠点整備方針

上富地域拠点整備方針は、平成24年(2012年)11月に示された、上富地区における拠点整備方針である。これは、三芳町第4次総合振興計画中に上富地域の拠点ゾーンが設定されているものの、整備が進んでいないという現状があることや、公共施設の老朽化が進み、その更新に際して地域拠点ゾーンの構想を見極めていく必要があることから示されたものである。

この整備基本方針は、第5次総合振興計画策定において位置づけられ、その終期年度となる12年後の平成37年(2025年)までの整備を目指すものとされている。

また、整備方針をわかりやすく 理解するため、地域拠点の名称を 仮称「にほんの里 100 選三富未来 交流センター」とし、「いのちかが やく三富を次の世代に伝えるため に」というコンセプトも決まって いる。

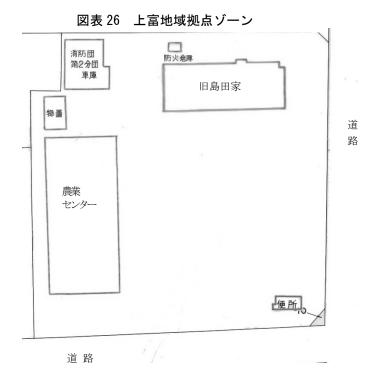
この地域拠点ゾーンの想定場所は、上富小学校に隣接した、現在 農業センターや旧島田家がある場 所である。このゾーンの概要は、 下記のとおりである。

「上富地域拠点施設整備方針」

敷地面積2,167 m²建築面積342 m²旧島田家住宅171 m²

写真3 旧島田家 外観





この拠点施設では、以下のような役割をもたせる施設として整備することを想定している。

- ・農業拠点施設 (例 農産物直売コーナー)
- ・地域コミュニティ施設 (ホール、会議室)
- · 防災機能 (例 指定避難所 防災倉庫)
- ・生涯学習機能 (例 さつまいも資料館 展示スペース)
- ・福祉機能 (例 ふれあいサロン)
- ・ビジターセンター機能 (例 案内所、観光ガイド待機所)

この方針では、自治体の施設が担う多くの役割が挙げられている。しかし、こういった機能をすべて盛り込むことで、かえって特徴のないものになってしまう可能性も考えられるため、三富新田にふさわしい上富拠点施設となるようブラッシュアップ、より磨きをかけなければならない。類似する他市町村の施設を研究することはもちろんのこと、拠点施設の利用者は住民だけでなく、三富新田の見学者など町外からの来訪者も想定されるため、その点を意識しながら、住民の意見を取り入れ、何が優先されるべき機能なのかを検討することが必要である。

また、現在の施設や整備方針のコンセプトを考えられると、旧島田家住宅の雰囲気を大切にした複合施設にすべきである。

現状から考えられるものの一つとして、来訪者が「入りにくい」という印象を持つことを避けながら、住民が集える場とすることを目的に、住民が利用する地域コミュニティとしての場所と、来訪者と住民のどちらも利用することができる物販施設などの場所を分けることを提案する。

6.3.2 建設・維持管理・運営について

拠点施設整備が平成37年(2025年)までとなっていることから、十分な時間をかけて検討することができる。施設の建設や運営については、以下の3点について重点的に検討することを提言する。

(1) 時代・住民ニーズの明確化

今後急激に進行する人口減少や少子高齢化の流れを踏まえると、既存の公共施設と同じような整備方針で検討を進めることは、住民ニーズに対応できない事態を招きかねない。また、過剰な施設を設けることで生じる維持管理コストが、将来を担う子どもたちへ「負の財産」を引き継ぐことにもなりかねない。単に住民の意見を取り入れるだけではなく、平成37年には32.2%と予想されている町の高齢化率など、時代の動向を踏まえた上で、的確に住民ニーズを捉え、拠点整備の検討を進める必要がある。

(2) 民間資金等の活用

地方公共団体の財政状況は年々厳しいものとなっていることから、公共施設の建設や維持、運営については、PFI や指定管理者制度などの導入が推進されている。三芳町の財政状況から考えると、新規施設に町職員を配置し、管理・運営していくことは現実的でなない。また、住民団体が公共施設の管理運営を行っている事例もあるが、町内団体の状況や施設規模からするとこのような手法は考えにくい。施設の効率的かつ効果的な運営のためにも民間資金の活用を建設段階から検討する必要がある。

(3)使用料の適正化

今後の三芳町の財政状況を考慮すると、公共施設を安定的に運営していくためには、施設の運営に要する費用を受益者負担の原則に基づき、利用者に負担してもらうことが必要である。明確な積算基準を設けるなど、適正な使用料の設定をすべきである。また、施設の設置目的に即した活動に対して減免規定を設けるなど、減免についても慎重に検討すべきである。

7 まとめ

三富新田は、ここまでで述べてきたとおり、多くの価値をもち、町内外の人にその価値を認められている土地である。しかしながら、ヤマの減少や開発の進展などに関わる様々な課題を抱え、その価値が徐々に失われてきていることも事実である。三富新田は、町の歴史や文化などの正しい理解のために有意義な場所であり、また将来の文化の向上・発展の基礎をなすものとして、再生に取り組む必要がある。

本研究では、「人材育成」を土台とした「地域との協働」「拠点整備」を行うことで、 三芳町の誇りとなる三富(上富)地域の創造を目指していくことを提言した。ただし、 政策実現に向けてはさらに多くの上富地域の住民、上富地域以外に住む町の人、三富 新田を訪れる人の意見を集め、時代の状況を見極めて適切に分析・処理する必要があ る。

様々な調査結果から、三富新田を将来的に美しい形で維持し、地域住民の誇りとなる地域にする可能性、そして今以上に多くの人々に三富の緑や農地の価値について認めてもらえる可能性は高いと言える。人材育成を土台とし、どのようにこの地の資源を地域の人たちと発見・再認識し、それに付加価値をつけ、価値観を共有できるかが、今後の政策展開で重要になってくる。

8 おわりに

にほんの里 100 選「三富新田」再生プロジェクトチームでは、「そこで生活する人に 寄り添った政策を考える」ことを念頭に置きながら三富新田に関する研究を進めてきた。派手ではなくても、堅実に、そこに生活する人と共に、誇り高い三富新田を作っていくことが本提案の土台にある。本プロジェクトチームの市民職員研究員それぞれが、他に仕事を持ちながら1年間という限られた時間の中で研究を進めてきたが、研究内容については不十分な部分も多く、今後更に研究をしていかなくてはならない提言もあることが事実である。その意味で、にほんの里 100 選「三富新田」再生プロジェクトチームは、継続研究が必要であると考えている。

価値あるものを価値あるものとして多くの人に認識してもらい、そうした人々に行動を起こしてもらうことは地域の誇りに繋がることであり、三芳町にとっても住民にとっても望ましいことである。

繰り返しとなるが、本プロジェクトチームは、三富地域にできるだけ近づいた研究を行うことを心がけた。末筆となってしまったが、本研究に関わっていただいた皆様、とりわけ三富地域の皆様に感謝申し上げたい。

資料編

資料編:世界農業遺産 一日本の事例における認定の経緯や世界の事例などー

世界農業遺産は、平成14年(2002年)に始まったこの制度で、先進国の世界農業遺産に認定されるためには、プロポーザルを作成し、国連食糧農業機関(FAO)の申請の手続きを行う必要がある。今年6月、伝統的な農業や文化風習・生物多様性の保全を目的に、新潟県の佐渡と石川県の能登が選ばれた。

申請の様式及び実際に「トキと暮らす郷づくり(Sado's satoyama in harmony with Japanese crested ibis)」の申請書を参考に示す。地域から認定されるのは初めてのことである。

(1) トキと暮らす郷づくり

① 認定申請の背景と経過

佐渡市では、平成22年9月に国際連合大学から推薦の意向を受け、平成22年12月にFAOへ認定申請された。平成23年6月には佐渡市長から世界農業遺産事務局へプレゼンテーションを実施し、6月11日、世界農業遺産に認定された。

世界農業遺産に認定されるまでの活動の経緯を図表 27 に示す。

② 認定理由

佐渡が世界農業遺産に認定されたのは、持続的な農業生産活動の取り組みやその活動を通じた生物多様性、伝統・文化などの多面的機能も評価されたからである。 認定理由は、以下のとおりとされている。

- ▶ 農業生産システムに「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」を導入し、消費者と 連携しながら島全体へ拡げていること。
- ▶ 生物多様性保全型農業と農業経済が連携し、持続的な環境保全体制を構築していること。
- ▶ 佐渡金山が風景と文化に大きな影響を与え、生物多様性と農業生産活動をは ぐくむことによって、農村コミュニティを保全してきたこと。

③ 認定による効果の例

佐渡には生物多様性を考慮した「朱鷺と暮らす郷」という認定米がある。平成19年まで、佐渡米は独自のブランドもなく、新潟の米として出荷されていた。佐渡米として出荷しても不評なら生産調整をしなくてはいけなくなるし、休耕田になれば、トキのエサ場も減ってしまう。佐渡の恵まれた自然環境を何とか生かし、環境をブランド化したいと考えた地域の方々で「トキと共生する農業システム」をコンセプトに「冬みずたんぼ」が実践され、ブランド米が誕生した。





この人に聞きました

とき 「朱鷺と暮らす郷」認証米が生まれた経緯を、 佐渡市農林水産課長・渡辺竜五さんに聞きました。

「トキと共生する農業システム」 の機築を提案した渡辺竜五さん

農林水産省/特集1世界農業遺産(2)

 $\label{eq:http://www.maff.go.jp/j/pr/aff/1109/spe1_02.html \sharp 9. $$ http://www.maff.go.jp/j/pr/aff/1109/spe1_02.html \sharp 9. $$ http://www.maff.go.jp/j/pr/aff/pr/af$



図表 27 世界農業遺産認定までの経緯

年	月日	活動内容
平成 22 年	1月29日	世界重要農業資産(GIAHS)申請記念フォーラム「生物
		多様性と農業を考える」の開催。
	9月	国際連合大学から推薦の意向確認。
		佐渡が世界農業遺産の候補になり得ると国際連合大学
		から推薦の意向が届き、北陸農政局から新潟県・佐渡市
		へ説明。
	9月~10月	北陸農政局・新潟県・佐渡市の三者で意見交換候補サイ
		トとしての目的、対象となる事例、課題等を整理。
	11月~12月	認定申請準備、申請書の作成。
	12 月	世界農業遺産事務局へ認定申請。国際生物多様性年クロ
		ージングイベントで認定申請したことを公表。
平成 23 年	1月9日~16日	フィリピン「イフガオ州の棚田(世界農業遺産サイト)」
		視察。
	5月29日	世界農業遺産登録意見交換会「持続可能な環境再生と農
		業振興を考える」
	6月10日	世界農業遺産事務局に対する最終プレゼンテーション
		の実施(於:北京)(高野市長)。
	6月11日	正式に世界農業遺産に認定。
	6月15日	国連食糧農業機関 (FAO) 事務局長、世界農業遺産に認
		定された佐渡市を現地視察。
	6月16日	認証式と意見交換会(インセプション・ワークショップ)
	7月19日	地域意見交換会(両津)
	7月21日	地域意見交換会(国中)
	7月26日	地域意見交換会(相川)
	7月28日	地域意見交換会(南部)
	12月10日	世界農業遺産(GIAHS:世界農業遺産)推進フォーラム
		の開催。
平成 24 年	5月9日	第1回:能登・佐渡里山里海連携会議の報告。

(2) 能登の里山・里海

① 認定申請の背景と経過

平成 21 年から国際連合大学高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニットと農林水産省が検討を開始、平成 22 年 11 月に石川県能登地域の4市4町が「能登地域 GIAHS 推進協議会」が設立された。

平成 22 年 12 月には、石川県、国際連合大学、金沢大学の推薦と、農林水産省の協力を得て、能登地域 GIAHS 推進協議会が「能登の里山里海」の世界農業遺産認定を FAO に申請した。

平成23年6月10日、武元文平七尾市長(能登地域GIAHS推進協議会会長)、あん・まくどなるど国際連合大学高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニット所長による「能登の里山里海」に関するプレゼンテーションが実施され、6月11日、世界農業遺産に認定された。

世界農業遺産に認定されるまでの活動の経緯を図表 28 に示す。

図表 28 世界農業遺産認定までの経緯

年	月日	活動内容
平成 21 年	_	国連大学高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティン
		グ・ユニット、農林水産省などが検討を開始。
平成 22 年	6月5日	国際連合大学が石川県金沢市で開催した「里山と世界農業
		遺産」ワークショップに、国際連合食糧農業機関(FAO)、
		農林水産省、石川県、金沢大学が参加。
	11月30日	石川県能登地域の4市4町(七尾市、輪島市、珠洲市、羽
		咋市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町)が「能登地域
		GIAHS 推進協議会」を設立。
	12月17日	能登地域 GIAHS 推進協議会が、石川県、国際連合大学、金
		沢大学の推薦を受け、農林水産省の協力を得て、「能登の
		里山里海」の世界農業遺産認定を FAO に申請。
	12月19日	石川県金沢市で開催された「国際生物多様性年クロージン
		グ・イベント」で、谷本正憲石川県知事が申請の経緯や登
		録の意義について説明。
平成 23 年	6月11日	中国・北京市で開催された「世界農業遺産国際フォーラム」
		(6月9日~12日)で、「能登の里山里海」が国内初の世
		界農業遺産に認定。
		・武元文平七尾市長(能登地域 GIAHS 推進協議会会長)、
		あん・まくどなるど国際連合大学高等研究所いしかわ・
		かなざわオペレーティング・ユニット所長による「能登
		の里山里海」に関するプレゼンテーション(6月 10 日)
		・「能登の里山里海」の世界農業遺産認証式(6月 11 日)
	6月17日	石川県輪島市で「能登の里山里海」世界農業遺産認定オー
		プニングイベント(世界農業遺産活用実行委員会発足式)
		を開催。
		・オープニングイベントに先立ち FAO による現地視察の実
		施(6月17日)。

② 認定理由

能登が世界農業遺産に認定されたのは、持続的な農業生産活動の取り組みやその活動を通じた生物多様性、伝統・文化などの多面的機能も評価されたからである。 また、農林漁業者、行政、地域住民、大学等の高等教育研究機関などが連携した人材の育成、農林水産業の振興、生物多様性保全の取組も評価された。

認定理由は、以下のとおりとされている。

▶ 生物多様性が守られた伝統的な農林漁法と土地利用

天日で稲穂を干す「はざ干し(天日干し)」や海女漁などの伝統的な農林漁 法が今も継承されています。また、山の斜面を利用した棚田や谷間を利用し た谷地田、農業用の水源としての 2,000 を超えるため池などが、連続的・モ ザイク状に展開され、生態系が連続的に維持され、絶滅のおそれのある希少 種を含む生きものの生息・生育場所になっています。

▶ 里山里海に育まれた多様な生物資源

シャープゲンゴロウモドキ、ホクリクサンショウウオ、イカリモンハンミョウなどの希少種を含む多くの生きものが生息・生育するほか、300種以上もの渡り鳥が確認されています。また、中島菜などの「能登野菜」や能登大納言小豆などの在来品種の栽培の振興も積極的にはかられています。

▶ 優れた里山景観

日本海に面した急傾斜地に広がる「白米の千枚田」(輪島市)をはじめとした棚田や谷地田、茅葺きや黒瓦・白壁の家並み、日本海の強い潮風から家屋を守る間垣(まがき)と呼ばれる竹の垣根などは、日本の農山漁村の原風景とも表現される景観です。

▶ 伝えていくべき伝統的な技術

日本では唯一能登にだけ残る「揚げ浜式」と呼ばれる製塩法や、里山の管理・保全と密接に結び付いた「炭焼き」、日本を代表する伝統工芸「輪島塗」などの伝統的な技術が継承されています。

▶ 長い歴史の中で育まれた農耕にまつわる文化・祭礼

豊漁や豊作を祈願し、「キリコ」「奉燈」と呼ばれる高さ数メートルから数十メートルの御神灯が集落を練り歩く「キリコ祭り」をはじめ、田の神に感謝する神事で、2009 年(平成21年)国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)の無形文化遺産にも登録された農耕儀礼「あえのこと」など、農林水産業と深く結びついた文化・祭礼が継承されています。

▶ 里山里海の利用保全活動

「能登の里山里海」を未来へ引き継ぐため、棚田オーナー制度や農家民宿等 どの社会の変化に対応した新たな都市住民との交流の取組も評価されまし た。

(3) その他

平成24年9月に、熊本県と阿蘇地域の関係7市町村及び関係団体は、世界農業遺産認定を目指し「阿蘇地域世界農業遺産推進協議会」を設立することとし、設立総会が開催された。これは同年4月に、民間発意で「阿蘇を世界農業遺産へ」という提案があり、阿蘇の農業や地域振興、ひいては熊本県民の誇りと夢に大きく寄与するものであると考え、官民一体で協議会を組織し阿蘇の世界農業遺産認定を目指すこととなったものだ。

阿蘇地域は、世界でも有数の規模のカルデラ内外で千年以上もの間人々の暮らしが営まれ、多様な農業生産活動の中で、草原維持や農耕文化、地下水涵養、農村景観保全などの取組みが生活の中に息づく、世界に類のない特徴的な農業システムである。

今後は、国連食糧農業機関(FAO)への申請に向け、地域への普及・啓発活動などを行い、来年石川県で開かれる国際フォーラムでの認定を目指し活動が行われる予定となっている。情報は、民間勉強会「食の大地 くまもと 世界農業遺産推進研究会」のFacebook (http://www.facebook.com/syokunodaichi)を通じて発信されている。

参考:申請書等

Template for GIAHS proposal

Globally Important Agricultural Heritage Systems (GIAHS) Initiative

SUMMARY INFORMATION

Name/Title of the Agricultural Heritage System (local Name and Translation, if necessary):	
Requesting Agency/Organization:	
Country/location/Site (please annex maps and geographical coordinates of the site)	
Accessibility of the site to capital city or major cities:	
Approximate Surface Area:	
Agro-Ecological Zone/s:	
Topographic features:	
Climate Type:	
Approximate Population:	
Main Source of Livelihoods:	
Ethnicity/Indigenous population:	
Summary Information of the Agricultural Heritage System (about 200-300 words)	

GIAHSの提案のための様式(翻訳分)

世界農業遺産

(GIAHS) イニシアティブ

要約情報

農業遺産システムの名称/タイトル(必要に応じてローカル名):
申請機関/組織:
国/場所/ Site (サイトの別紙の地図に地理座標を示してください) :
首都や主要都市へのサイトのアクセシビリティ:
おおよその面積:
農業生態ゾーン:
地形の特徴:
気候のタイプ:
おおよその人口:
生計のための主な資源:
人種/先住民の人口:
農業遺産システムのサマリー情報 (200~300語程度)

農業遺産システムの説明資料

I. 申請する GIAHS の特性

- 1. 地域の食料生産や生活基盤との関わり
- 2. 生物多様性と生態系の機能
- 3. システムと適応技術
- 4. 文化、価値観や社会組織
- 5. 景観、土地や水資源管理機能

Ⅱ. 農業システムの管理(オプション)に関連する他の社会的・文化的特

- ・サイトの管理における特定の社会や生態系の機能
- ・儀式/聖地 (無形/有形)
- ・ツールおよび技術(物質文化 有形)
- ・食文化、祭り、美術、音楽等(有形固定資産および無形固定資産)

Ⅲ. 歴史的関連性

歴史的であるということは、環境や社会経済的な変化に対応してきたということであり、持続可能なシステム/サイトであるということにつながるという視点。

IV. 現代的な関連性

食糧安全保障、人間の幸福と環境目標などを達成するための気候適応、炭素固定、水資源、土壌、生物多様性の保全といった視点での、他の場所への適用の可能性。

V. 脅威と課題

社会・経済的圧力や環境の変化などの脅威や課題を特定し、分析。

VI. 実務上の留意点

- a) GIAHS を推進するための継続的な努力
- b) GIAHS の持続可能性と管理のためのポテンシャル
- c) 社会や生態系に対する GIAHS の影響
- d) 地域社会、地域/国家当局および関連する他の利害関係者の動機

別添

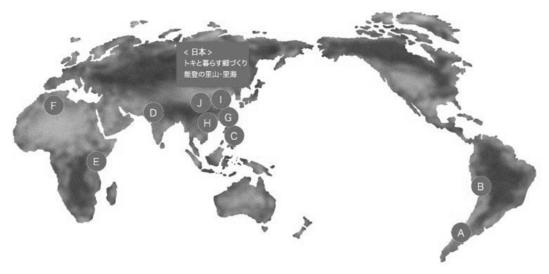
- ・システム/サイトのロケーションマップ
- ・農業における生物多様性とそれに関連する生物多様性のリスト
- ・システムやサイトの歴史的、考古学的な説明がある場合
- 写真

追加要件

GIAHS 選択したサイトのための保全計画

(4) 世界の事例

平成 24 年 (2012 年) 現在、日本で 2 サイト、世界で 10 サイトが認定されている。 認定されているサイトを図表 29 に、その概要を図表 30 に示す。



図表 29 世界農業遺産のサイト

注) 図中A~Jは、図表30のNo.と対応する。

農林水産省/特集1 世界農業遺産 (1) http://www.maff.go.jp/j/pr/aff/1109/spe1_01.htmlより

図表 30-(1) 世界農業遺産の概要 (除く日本)

N.T.	T	「()」 臣外辰未退座の似女(陈く口本)
No.	名称/国名	概要
A	チロエ農業	チリの南に位置するチロエ諸島は、生物多様性の宝庫で
	/チリ	あり、ばれいしょの原産地のひとつとしても知られてい
		る。先住民のチロエ、ウリーチェ族、メスティーソの人々
	47.00	によって、およそ 200 種の地域固有のばれいしょが現在で
	-	も生産されており、その先祖伝来の慣行は、主に女性によ
		り何世代にもわたって口伝されている。
В	アンデス農業	ペルーのアンデスは、ばれいしょの主要な原産地とされ
	/ペルー	ている。農家はばれいしょ畑の周りに溝を掘り、そこに水
		を溜めておく。昼間の日射で温められた水は、気温の下が
		る夜間に霜よけのために畑に流される。これは、何世紀に
		もわたって続けられてきた、海抜 4,000m の厳しい環境に
		適した理想的な農業システムである。
С	イフガオの棚田	フィリピン・イフガオの傾斜地にある棚田では、水資源
	/フィリピン	の共有、海抜 1,000m の環境にも耐えられる水稲品種の育
	Market State	成によって、巧みなかんがいシステムが発展してきた。こ
		の棚田は何世代にもわたるイフガオ農民の努力の結晶で
		ある。なお、イフガオの棚田はユネスコの世界遺産にも登
	1 Carried	録されている。
D	カシミールのサフラ	カシミール地方では固有のサフラン栽培が 2500 年以上
	ン農業/インド	受け継がれており、現在も 17,000 家族が取り組んでいる。
	and the same of th	カシミールのサフランはカロテノイド含有量が高く、サフ
	The state of the s	ランライスや鎮痛作用のある生薬として使われている。生
	(1.50)	産性や研究開発能力、マーケティング、品質と価格の向上、
		直販などの取り組みを積極的に進めている。
Е	マサイの伝統	タンザニア・ケニアに暮らすマサイ・タバド族は、先住
	/タンザニア・ケニア	民の間に古くから伝わる慣習や伝統、知識をもとに、長く
	the sales	牧畜農業を営んできまた。現在もマサイ・タバド族の人々
	100	は、民族に伝わる知恵や地域における経験を生かしなが
	M NO 750 15 - A	ら、社会や環境の変化に適応している。
	1 10 10	
	Assemble of the supplement of the second	

農林水産省/特集1 世界農業遺産 (1) http://www.maff.go.jp/j/pr/aff/1109/spe1_01.htmlより

図表 30-(2) 世界農業遺産の概要(除く日本)

	図表 30-(2) 世界農業遺産の概要(除く日本)		
No.	名称/国名	概要	
F	マグリブのオアシス	アルジェリアとチュニジアにまたがるマグリブのオア	
	/アルジェリア、チュ	シスは、厳しい天候の中、何千年にもわたって発展してき	
	ニジア	た多様性豊かで生産性の高いシステムである。ここでは、	
	THE THE PARTY OF T	かんがい施設に支えられたナツメヤシが大半を占める中、	
		多様な樹木や作物が共存し、驚くほどさまざまな果物や野	
		菜が生産されている。	
G	水田養魚	2000 年前の漢王朝時代の土器には、池から水田に泳い	
	/中国	でいく魚の姿が描かれている。青田県の水田養魚システム	
		では、田魚が水田の害虫や雑草を防いだり、代替肥料とな	
		るなど、地域農業のコスト削減につながっている。田魚は	
		日々の食料として、また収入源として、この地域でさまざ	
		まな役割を担っている。	
Н	ハニ族の棚田	少数民族・ハニ族の集落は山腹に作られているが、集落	
	/中国	より上は森林に利用され、集落より下に棚田が形成されて	
		いる。貯水池がないにもかかわらず、給水量が豊富なこと	
		に驚かされる。森林、棚田、川などの自然と人間の関係が、	
	History Co.	特有の農業技術や環境保全、昔から行われている習慣を持	
		続させているのである。	
I	万年の伝統稲作	万年県の人々は古くから伝統的な米の文化を継承して	
	/中国	いる。慣習や食、言語など文化的な面でも実に多様である。	
		万年県では、伝統的な米の在来種を栽培する水田と、治山	
		治水の役割を果たす周囲の森林が、生物多様性の保全に貢	
	THE WALL	献する持続可能な農業環境をもたらしている。	
J	トン族の稲作・養魚・	少数民族・トン族は 1000 年以上もの間、水田での養魚・	
	養鴨/中国	養鴨システムを継続している唯一の民族である。水田での	
		養魚・養鴨は地域の生物多様性や水、土壌の保全、病害虫	
		の抑制、気候への適応などに寄与している。また、伝統的	
		農業による米や多彩な農産物の生産とともに歌や祭りな	
		ど、多くの伝統文化を守っている。	

農林水産省/特集1 世界農業遺産 (1) http://www.maff.go.jp/j/pr/aff/1109/spe1_01.htmlより